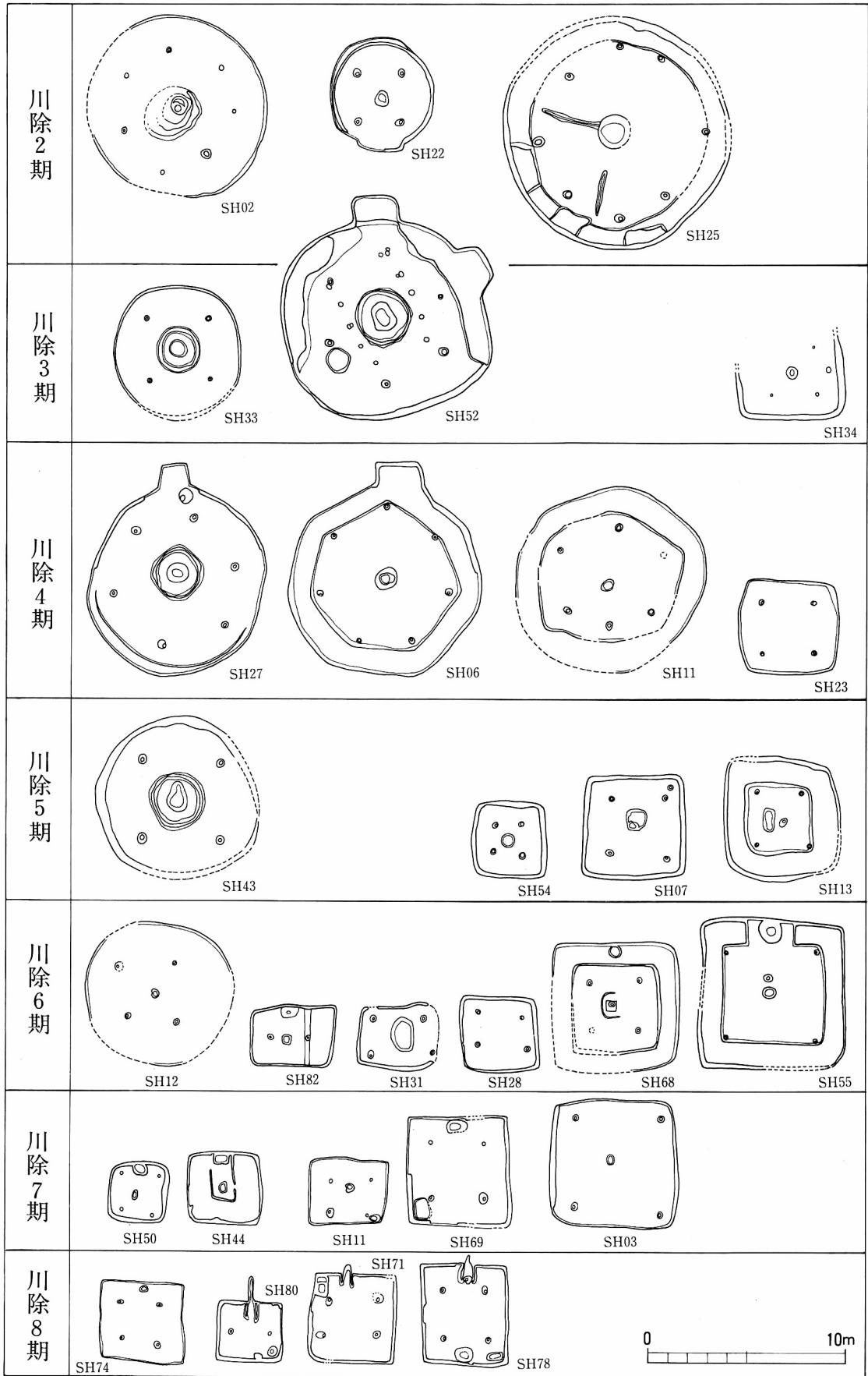


次に、これら住居の属性からみた時期別の住居跡の変遷について触れることとする。

- 川除2期** 住居は小微高地aにのみ認められる。I A・B類のみで構成され、床面積は21～95㎡とばらつきが大きい。屋内には中央土壌以外の土壌を設置しないのが原則的である。
- 川除3期** 小微高地a・b・cでみられる。首長層の住居と考えられる大型住居跡SH52の存在が注目される。
- この時期には2期と同様I A・I B類のほか、III A 3類、IV A類がみられる。屋内施設などは2期のものと大差ない。
- 川除4期** 小微高地aにしか認められない。平面形が七角形を呈するものが存在する。比較的規模が大きいものが多い。この時期も、川除2・3期と大差ないあり方である。I A・I B・II B・III A 1類が知られる。
- 川除5期** 小微高地aに5棟、小微高地b・cに数棟ずつが存在する。この時期には、以前のような大型住居がみられなくなる。平面形では、I類にかわりIII類の増加が注意され、両者はほぼ同数である。屋内の諸施設については、I類の張出し部が5期には認められないことを除けば、これまでと大きな変化はない。I A・III A 3・III B 2類が知られる。
- 川除6期** 小微高地aおよび小微高地b・dに住居がみられる。この時期には、円形周溝墓が築かれ、集落にも住居の内容に大きな変化のきざしがみられる。具体的には、I類の減少にかわるIII・IV類の増加がみられ、III類のなかに、主軸上に土壌をもつものが出現することがあげられる。ただし、床面積については、5期のそれと大差はない。I A・III A 1・III B 2・IV A・IV B類がみられる。
- 川除7期** 川除2期以来、小微高地aには営々と住居が築かれたが、この時期には、小微高地b・c・dにも多くの住居が認められる。6期に比べ、さらに住居規模の縮小がみられる。
- 6期にみられた住居の変化は、7期にさらに顕著となる。I類が消失するとともに、III類に統一され、そのIII類も前代から存在するA 1・A 3類のほか、A 2・A 4・A 5・A 6の諸タイプが出現するなど、多様化している。また、張出し部やベッドがまったくみられなくなる。中央土壌をもたないものも増加し、屋内の土壌も、床面の一角に位置するものが増え、6期以来の主軸上の土壌と共存するものもみられる。
- 川除8期** この時期の住居は小微高地dにしかみられない。当遺跡における造り付け竈の導入期にあたり、集落は画一的な住居のみで構成されるようになる。7期は、多様なIII A類があったが、8期にはIII A 2類に限られること、III C類が大半を占めることが特徴的である。
- 具体的にいえば、張出し部やベッド、さらに中央土壌をもたない、平面が隅円正方形のものに限定され、土壌についても、場所の違いはあるが、設置されることを通例とする。竈も2例を除き設けられている。
- 以上のように、当遺跡において竪穴住居跡の床面積や屋内施設のあり方において、漸移的な変遷をたどることができた。
- しかしながら、住居の諸属性に関しては、生活様式を強く反映するであろうことから、地域的な差は存在するであろうし、その変遷についても当遺跡で認められたものを普遍化することはできない。住居構造の地域間の比較作業の一資料として提示しておきたい。

第322表 竪穴住居跡の諸属性の変遷表

時期	住居	住居の属性				平面形態				張出し部		ベッド			中央土壇			屋内土壇			竈	
		I類	II類	III類	IV類	I類	II類	III類	IV類	あり	なし	全周	一部	なし	土手	あり	なし	土手	あり	なし		
川除2期	SH16	■								■												
	SH22	■								■												
	SH17	■								■												
	SH02	■								■												
	SH25	■								■												
川除3期	SH33	■								■												
	SH48	■								■												
	SH49	■								■												
	SH53	■								■												
	SH52	■								■												
	SH34			■						■												
	SH37				■					■												
川除4期	SH27	■								■												
	SH08	■								■												
	SH09	■								■												
	SH10	■								■												
	SH11	■								■												
	SH06		■							■												
	SH23			■						■												
川除5期	SH42	■								■												
	SH43	■								■												
	SH04	■								■												
	SH07			■						■												
	SH18			■						■												
	SH54			■						■												
川除6期	SH13	■								■												
	SH12	■								■												
	SH28			■						■												
	SH55			■						■												
	SH64			■						■												
	SH68			■						■												
	SH81			■						■												
	SH82				■					■												
川除7期	SH30				■					■												
	SH44			■						■												
	SH50			■						■												
	SH14			■						■												
	SH45			■						■												
	SH46			■						■												
	SH01			■						■												
	SH47			■						■												
	SH59			■						■												
	SH03			■						■												
	SH19			■						■												
	SH61			■						■												
	川除8期	SH69			■						■											
SH65				■						■												
SH73				■						■												
SH74				■						■												
SH76				■						■												
SH77				■						■												
SH79				■						■												
SH72				■						■												
SH75				■						■												
SH78				■						■												



第806図 竪穴住居跡の変遷

4. 単位集団の構造

個々の竪穴住居は独立しては存在しえず、住居数棟間には有機的な紐帯が存在しているという指摘は、早くからなされていた⁽¹¹⁾。さらに、この有機的な構成体は、消費生活だけでなく、水田耕作という生産の面でも基礎単位となっていたと考えられている⁽¹²⁾。

以下の記述にあたっては、この数棟の住居跡群で表される集団を単位集団⁽¹³⁾とよぶこととし、その構造について検討してみたい。

分布

当遺跡が立地する微高地は、旧武庫川の下流側に形成された微高地に堆積物が供給されながら次第に上流方向へとその範囲を拡大していくことによって成立したものと考えられる。第807図によれば、このような地形の形成状況に符合した形で集落の展開がみられることが分かる。

2期の集落は、小微高地aにしか認められないが、続く3期から5期にかけては、小微高地a・b・cに存在したと考えられる。6・7期には、小微高地dも生活の場として利用されるようになる。8期には、集落は小微高地dに限定され、調査区外の西方あるいは北方にも集落の存在が予想され、住居群の中心は東から西方向、すなわち旧武庫川の下流から上流方向へと移動している。

当時の居住域の選定に際しては、小微高地の形成あるいは安定化が重要な判断基準のひとつであったことを示すものであろう。

住居の併存

第807図は住居跡の分布状況を示すものであるが、接近あるいは切り合い関係にある住居跡を一時期に含んでいることから明らかなように、同時に存在した住居跡群の配置を表すものではない。

そこで住居の同時性を確認するために、小微高地aを取り上げることにする。小微高地aを選ぶ理由は、その全体がほぼ調査範囲に含まれていること、多くの時期にわたって集落が営まれていることである。

藤田憲司氏は、火災延焼の主原因である輻射熱延焼の予防措置として、竪穴間の距離は10m以上に保たれていたのではないかと推測した⁽¹⁴⁾。

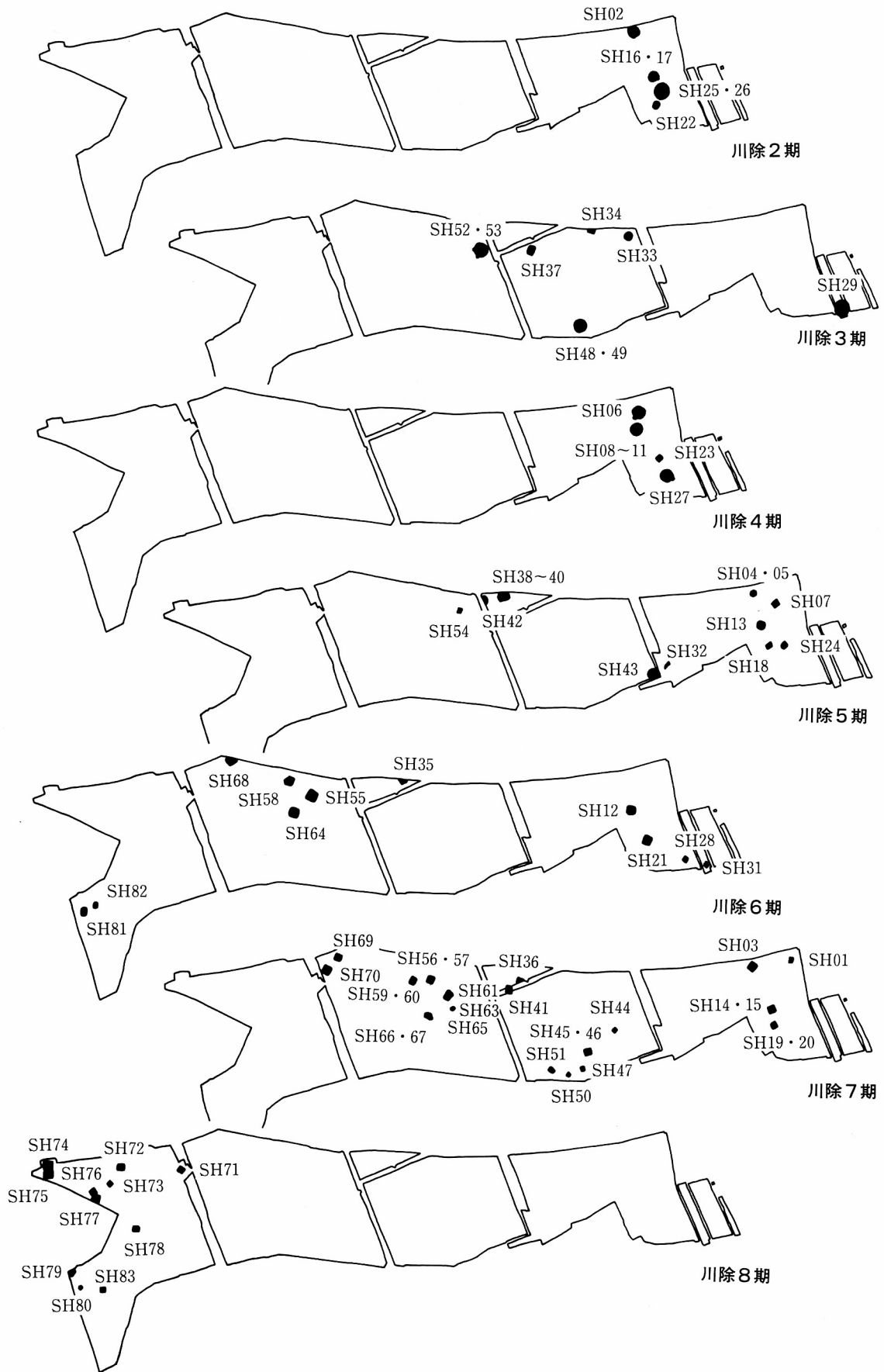
この考えに基づけば、2期にはSH02-16-22の3棟が、3期には1棟の存在が考えられる。4期はSH06と08-11およびSH24と27がそれぞれ接近しているため最大でも2棟しか併存しえない。5期はSH04-07-13-18(23)の4棟、6期はSH12-21-28-31の4棟、7期はSH03-01-14(19)の3棟が最大数となる。

このことから、厳密には4棟以下の住居から構成されていた単位集団を想定することができそうである。なお、3期のSH29・48など孤立した形で存在するものがあるが、その性格は不明である。

住居の配置

小微高地b・dは、調査区外にあたる面積が広いため検討は不可能であるが、南北に長い小微高地aや、東西に長い小微高地cでは、その長軸に平行する方向に2～4棟の住居が配されるようである。

7期には、多くの住居跡の窪みを避ける形でSH01が小微高地a東縁に営まれているようである。これを例外とみれば、住居跡群は概ね直線的に配置されるようである。



第807図 時期別竪穴住居跡分布図

大型住居 2～4棟の竪穴住居を、単位集団の姿を反映するものと捉えることとし、以下ではその住居構成を質的な点から検討する。

2～4期 竪穴住居の床面積の時期的な変化に関しては、2～4期における大型住居の存在が、それ以降との対比において特筆された。床面積が70㎡をこえるような大型住居の性格に関しては、共同作業の場と説明されることが多い。しかしながら、炉の機能をもつ中央土壌が存在することから、そこに起居する家族の存在を認めなければならない。すなわち家屋としての前提があり、そこで共同作業も行われたとすべきである。

当遺跡における大型住居の床面積以外の要素に着目して、この種の住居の性格を考えてみる。

2期のSH25からは、碧玉製の管玉という稀少品の出土がみられた。当遺跡での装身具の出土はこの1例のみである。

つづく3期のSH52からは、先述した極めて大型の壺のほか、石庖丁の製作に使用された砥石が出土している。ただし、当住居から石庖丁の未製品や石錐などが出土していないことから、この時期に石庖丁の製作を行っていたとは断定できず、前代より引き継いだ石庖丁用の砥石を日常的な砥石として再利用していたという解釈も成立する。いずれにせよ、一般の竪穴住居が個々に所有していたとは考えにくいこの種の生産手段を保有していることは注目に値する。

4期のSH06は、周壁の平面形が七角形を呈するものである。屋根を葺いたのちの外観が他の住居と異なるとは考えがたいが、あえて一般的な円形ではなく多角形の周壁を採用したことに特殊性を認めたい。

このように、大型住居は床面積以外にも他の住居とは異なる属性を備えており、また、少なくとも一単位集団に複数の大型住居が同時併存しないことに注意すれば、この大型住居は、単位集団における家長的な存在を示唆するものと捉えてよいであろう。ただし、集落の全域を調査しているわけではないので、これら単位集団全体をとりまとめた首長の居宅といったものが、このなかに含まれているかどうかは明らかにしがたい。

5期以降 これに対し、5期以降の住居では、規模や内容の点で突出する住居は見出せず、等質的である。集落内の階層分化の進行に伴って、首長層が一般成員から隔絶した場所において、平地式住居などに住まうようになったのではないかという推測⁽¹⁵⁾が、当遺跡には当てはまるようである。

集団の移動 古墳時代の単位集団の移動については、空間利用や配列形態の変化、移動距離などからみた考察がなされている⁽¹⁶⁾。当遺跡では、単位集団の厳密な把握が不可能であったため、これらについて充分に取り上げることができない。しかしながら、集団の移動を考えるうえで、住居の建て替えに伴う建築部材の再利用という観点がある有効な場合があることを示しておく。

5期のSH07と6期のSH03は主柱間隔がほぼ等しく、他の住居に比べて極端に長い点で特徴的である。時期がかけ離れていないことを考えれば、長い桁材を再利用したことがほぼ確実な事例として注目される。

小微高地aの住居のすべてについて主柱間隔の時期別の比較を行ったが、明瞭な部材の

移動を示すものは他には見出せなかった。この原因については、全ての住居において主柱間隔が判明するわけではないこと、1棟の住居の建築部材がそのまま建て替え後の1棟の住居に使用されるのではなく、数棟分の部材を建て替え後の数棟の建築材として利用することも想定されること、さらに建築部材が新たに集落に供給されることが当然考えられること、などが挙げられる。

広場と倉庫 小微高地 a の S H01・07の南、S H16の東方には、東西約30m、南北12mの竪穴住居の空白地帯があり、その周縁には合計6棟の高床倉庫と考えられる掘立柱建物が存在している。

これらの掘立柱建物は、柱穴埋土の特徴から弥生時代後期を中心とする時期のものと考えられるが、3期には埋没したと思われる S D14を切って S B09が構築されていること以外には、時期の特定ができないものばかりである。したがって、同時にいくつの倉庫が存在したかということについては不明である。

小微高地 a において複雑に切り合う竪穴住居がこの部分には営まれていないことは、この地に住居を構築することを避ける意識が一貫して存在したことを示すと考えたい。居住域の一角に、祭祀行為を含む諸作業の場として広場が存在し、その周縁地域に貯蔵物を納める倉を配置するというムラの姿を復元することができよう。

小微高地ごとの比較は困難であるが、小微高地 b・d にも弥生時代後期の掘立柱建物が確認されていることから、2～7期にかけて各小微高地に展開していく単位集団ごとに、収穫物の管理を行う高床倉庫が存在したことが考えられる。

まとめ 以上、推測の上に推測を重ねる形で当遺跡の住居および集団構造に関して気づいた点を挙げてきた。

各竪穴住居は、原則として炉と考えられる中央土壙をもち、炊飯に関する土器のセットを備えていることから、消費生活の最も重要な活動の一つである炊飯や食事などにおいて独立した存在であることが確認された。

これら住居の時期的な変遷が漸移的であることが判明した。

また、各小微高地に展開する単位集団は、2～4棟の竪穴住居を中心として構成され、各単位集団ごとに高床倉庫を保有することが推測されたことから、収穫物の少なくとも一部は単位集団に蓄積されたのであろう。このように考えれば、小微高地間の低地に存在した水田の耕作に関しても、単位集団が一定の耕地を排他的に経営した可能性がある⁽¹⁷⁾。

また、2～4期にかけては、単位集団内に家長的中心の顕在化を示す大型住居が存在することが確認できた。つづく5期以降には、調査区外に家長あるいは首長層の居宅が営まれ、一般成員とは隔絶した存在となる可能性が考えられた。

小微高地 c に営まれた川除6期の円形周溝墓は、首長権威の増大を如実に示す墓制であるが、この被葬者を輩出した集団の住居については不明とせざるをえない。しかしながら、当該時期における住居間の規模や内容の不均等が認められないことは、首長層の一般成員からの突出という先の推測を裏付ける資料となるものであろう。

- 註
- (1) 都出比呂志「弥生時代住居の東と西」『大阪大学文学部 日本語・日本文化研究論集』大阪大学文学部 1985
 - (2) 都出比呂志「竪穴式住居と消費単位」『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989
 - (3) 甲斐昭光「平面多角形の竪穴住居について」『周世入相遺跡』兵庫県教育委員会 1990
 - (4) 甲斐昭光ほか『周世入相遺跡』兵庫県教育委員会 1990
 - (5) 石野博信「移住した人々の住居」森 浩一編『同志社大学考古学シリーズII 考古学と移住・移動』同志社大学考古学シリーズ刊行会 1985
 - (6) 都出比呂志「竪穴式住居の周堤と壁体」『考古学研究』第22巻第2号 考古学研究会 1975
 - (7) 石野博信「古代住居の日常土器」『橿原考古学研究所論集』第6巻 吉川弘文館1984
 - (8) 石野博信「古代住居の日常土器」『橿原考古学研究所論集』第6巻 吉川弘文館 1984
 - (9) 原口正三「考古学からみた原始古代の高槻」『高槻市史』第1巻 本編 1977
 - (10) 都出比呂志「環濠集落の成立と解体」『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989
 - (11) 和島誠一「原始聚落の構成」『日本歴史学講座』学生書房 1949
 - (12) 近藤義郎「共同体と単位集団」『考古学研究』第6巻第1号 考古学研究会 1959
 - (13) 近藤義郎「共同体と単位集団」『考古学研究』第6巻第1号 考古学研究会 1959
 - (14) 藤田憲司「単位集団の居住領域—集落研究の基礎作業として—」『考古学研究』第31巻第2号 考古学研究会 1984
 - (15) 都出比呂志「弥生時代集落の構成」『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989
 - (16) 小笠原好彦「古墳時代の竪穴住居集落にみる単位集団の移動」『国立歴史民俗博物館研究報告 第22集 共同研究「古代の集落」』国立歴史民俗博物館 1989
 - (17) 近藤義郎『前方後円墳の時代』岩波書店 1983

第2節 円形周溝墓について

小微高地Cで、川除6期に属する2基の円形周溝墓が検出された。まず、兵庫県下の円形周溝墓の概観を行い、それを念頭に置きながら当遺跡の資料の整理を行うこととする。

1. 兵庫県下の円形周溝墓の概要

時期 不確実なものを含めれば、兵庫県下では弥生時代中期に7遺跡11例、後期（庄内式併行期を含む）に5遺跡20例の円形周溝墓が検出されている（第323表）。

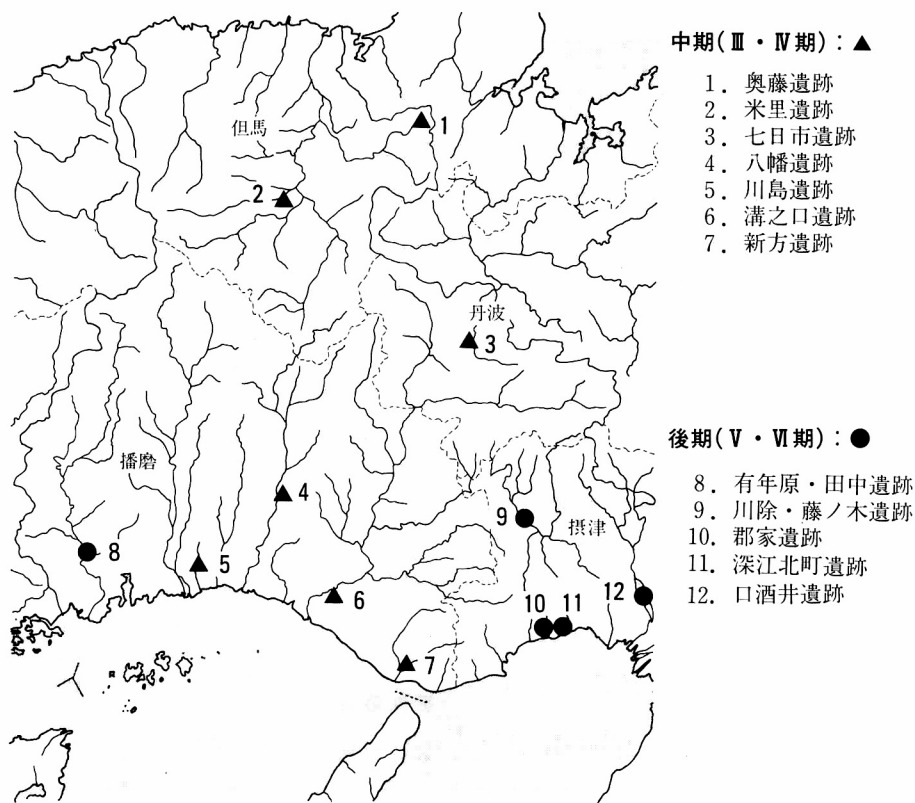
中期前半の資料には新方遺跡（神戸市）⁽¹⁾例があるが、岡山県下のように弥生前期に遡る例⁽²⁾ははまだ検出されていない。

分布 中期においては、播磨に4遺跡、但馬に2遺跡、丹波に1遺跡の存在が認められる。

このうち、但馬の2遺跡の円形周溝墓出土土器については、西播磨の中期弥生土器と極めて類似しているとされる⁽³⁾し、丹波の七日市遺跡においては、畿内IV様式に併行する時期には播磨地方の影響がきわめて強く及んでいることが判明している⁽⁴⁾。県下における弥生時代中期の円形周溝墓の存在が、播磨の地域的特徴とされる⁽⁵⁾所以である。

後期の円形周溝墓は、摂津にもその分布が及んでいる。この時期には、摂津・播磨地方が畿内を中心とする土器分布圏に包摂されてしまうことから、この時期の円形周溝墓が、中期に引き続いて播磨を特徴づける墓制であったとはいいがたい。

出土土器 有年原・田中遺跡（赤穂市）⁽⁶⁾の出土土器は、吉備地域に散見される装飾高杯や、特異な



第808図 兵庫県下の円形周溝墓分布図

第2節 円形周溝墓について

形態の器台や壺などの、発達した葬送用の土器を含む点で他の諸例と異なっている。

また、深江北町遺跡⁷⁾では、壺の占める割合が高いこと、庄内式併行期に顕著な、土器およびその製作技法の盛んな交流が、供獣土器にも認められることが指摘されている。

他の墓制

弥生時代中期の円形周溝墓は、集落の一角に設けられた墓域に存在し、他の墓制、特に方形周溝墓との共存が認められるのを通例とする。この両者の割合をみれば方形周溝墓が主体的な存在であったと考えられる。西播磨の土器分布圏の広さにもかかわらず、但馬や丹波地方においても円形周溝墓検出例が少なく、主要河川流域の数遺跡に点在するにすぎないのも、播磨内部のこのような状況を反映したものと考えられる。

この二つの形態の周溝墓の差異の意味については明らかにできないが、一遺跡内における被葬者層の出自の違いに起因するもので、円形周溝墓を主体とする墓域が今後確認されるのではないかという見通しを述べるにとどめておく。

後期には、両者の同一遺跡における共存は認められず、排他的である可能性もあるが、一つの墓域を完掘した例がないこと、大阪府・府中遺跡(岸和田市)⁸⁾において、弥生時代後期に両者が共存することが確認されているため、断定することは不可能である。

規模・形状

第809図に、地域ごとの円形周溝墓の規模を模式的に示した。中期の円形周溝墓の外径は10mを超えないのに対して、後期における墳丘規模の大型化が指摘できそうである。

形状は、他地域と同様、中期には陸橋部をもつ例が全くないのに対し、後期に入るとかなり一般的になるようである。

陸橋部の存在は、墳丘の大小には関係ないと思われるが、規模の大きな有年原・田中遺跡(赤穂市)では、二方向に陸橋部が設置されている点で異色である。

なお兵庫県下では、「纏向型前方後円墳」⁹⁾は今のところ確認されていない。

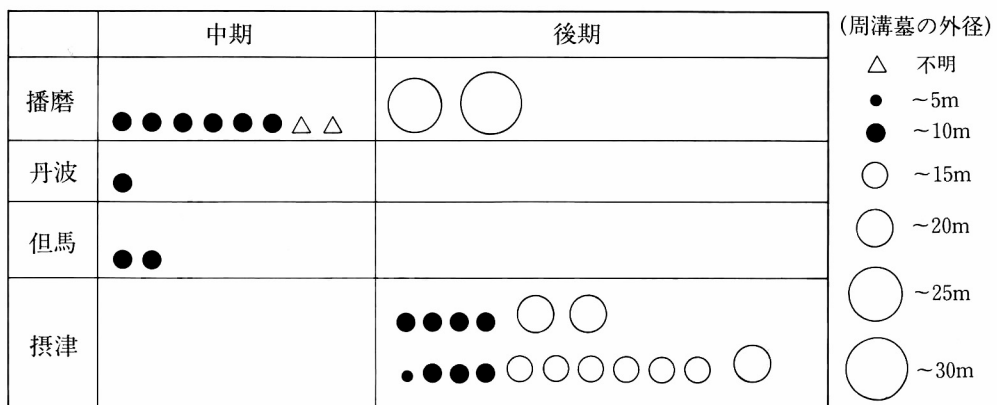
外部施設

墳丘斜面に円礫や割石を用いて貼石を施す例が播磨地方において確認されている。Ⅱ期の新方遺跡、Ⅴ期の有年原・田中遺跡においてそれぞれ2例が検出されている。

埋葬施設

墳丘内における埋葬施設には箱式石棺・土壙墓・木棺墓などがあり、多様である。

また、埋葬施設の数、その墓の性格を考える上で重要である。検出されたものについては主体部は1基のものばかりであるが、中心からはずれて位置する例があったり、削平を受けているものが多いことをみれば、良好な資料が不足している感は否めない。



第809図 県下の円形周溝墓の規模

2. SX04・05について

立地

2基の円形周溝墓は、小微高地cの東突端に位置している。この場所には、円形周溝墓に切られる形で竪穴住居が2棟検出されていることから、川除5期には居住域として利用されているが、その後川除6期には円形周溝墓・土器棺・土壇などの遺構が営まれ、墓域として利用されていたことが分かる。

この墓域には、他の一般的な集団墓を含まないことから、集団成員から分離された、極めて限定された階層のための墓域と考えてよい。これに対する一般成員の墓域は明らかでない。しかし、居住域と混在する形で墓が認められないことから、当遺跡にまとまった墓域があるとすれば、小微高地a・b・d・eの調査区外に想定せざるをえない。

また、円形周溝墓と他の墓制との共存は認められなかった。小微高地cは調査区外の南方にさほどひろがっておらず、本来、方形周溝墓が営まれていなかったであろう。

平面規模

SX04は外径15.9mの、SX05は外径16.5mの正円形を呈しており、県下の諸例との比較においても大型の部類に属している。両者とも、周溝は途切れることなく円丘を取り巻き、切り合いをもちながらも一部を共有している。墳丘規模の差が大きくないこと、ともに貼石をもつこと、周溝を共有することは、2基の円形周溝墓が等質的で、築造の労力などの点においても量的な大きな差がないことを示している。

また、陸橋部をもたないという点で、他の後期の円形周溝墓とは異なる様相を呈する。

立面規模

この2基の円形周溝墓は削平を受けているため、墳丘の高さやその構造などを明らかにできなかった。しかしながら、周溝の掘削排土は墳丘を構築する盛土として使用されるのが自然だという考えを前提として、比較的残りのよいSX05の墳丘規模を復元してみる。周溝の掘削土量は約32m³であり、これを、残存している円丘部の傾斜にあわせて、頂部が平坦になるように盛ったとすると、高さは約30cm増となり、裾部からの高さは約80cmを測る。なお、平坦面の直径は約10.5mとなる。しかし、周溝も削平を受けていると考えられるため、この数値を上回る墳丘の高さをもつことが想定される。

貼石

両者において貼石の存在を確かめることができた。SX05での観察によれば、①、貼石の下端は、墳丘裾部、即ち周溝内にあたること、②、貼石が施されている墳丘は、地山の整形により構築されていることの2点に特徴づけられる。このことから、この貼石は、崩れやすいであろう盛土部分に土留めの目的をもって行われたものと捉えるのではなく、実際以上に墳丘を高くみせるなど、墳丘の顕示という効果を期待して行われたものと考えてよい。

古墳の葺石にみられる、矩形の区画や「基石列」などの作業単位⁽¹⁰⁾に共通する手法は当遺構においては認めることができなかった。これら古墳の葺石にみられる技法が、墳丘もしくは葺石の崩壊を防ぐための工夫であることを考えれば、当遺構においては、円丘部の斜面の距離が古墳に比べて格段に短いため、それを必要とはしなかった、あるいはそのような技術が出現していなかったことを示すものと考えられよう。

貼石の系譜は明らかではないが、新方遺跡や有年原・田中遺跡と大差ない様子である。丹後地方の中期の貼石墓⁽¹¹⁾の例が増加しているが、扁平な板石の平坦面を上に向けるよう

第2節 円形周溝墓について

に貼られているという点において、当遺跡の2例とは別系譜と考えたい。

埋葬施設

2基とも削平を受けているため、主体部は確認できなかった。しかしながら、SX05の周溝北側で検出された土器棺SX06の存在と、復元された円丘が直径10.5mを測る広い平坦面をもつことを考えれば、この円形周溝墓は単葬ではなく、特定家族構成員の幼児以外を葬った墓であった可能性が高いと思われる。

葬送儀礼

周溝内より出土した土器は川除6期の特徴を示している。このなかには、口縁部を加飾する器台が含まれており、これは同時期の他の遺構からの出土をみないものである。

墳丘における土器の存在は、埋葬に伴って一定の儀礼行為が行われたことを示している。

その儀礼行為については具体的に語る資料がないが、この土器中に河内地方の胎土の特徴を示すものが確認されていることが注意される。この土器が混入品とは考えがたいことから、河内からの婚入者がこの祭祀に参加したこと、あるいはこの婚入者に供えられた土器である可能性を示すものではないかと考えられる。

以上、SX04・05の円形周溝墓について触れた。これを整理すると以下ようになる。

- ①. 集団成員から分離された墓域に存在する、限定された上位階層者を葬った比較的大規模な低墳丘墓である。
- ②. 方形周溝墓などの他の墳丘墓とは共存しないが、小児棺と思われる土器棺が近接している。
- ③. 構造の点では、貼石で墳域を顕示した墳丘をもつことで特徴づけられる。
- ④. 埋葬に伴うある種の儀礼行為のために葬送用の土器を用い、その中に河内産の土器も含まれている。
- ⑤. 2基とも川除6期に築造されたものであり、SX05がより新しい。

首長の権威

このような円形周溝墓の築造は、当遺跡における首長権威の増大のひとつのピークを示すと捉えられるものである。

集落の検討

最後に、円形周溝墓の被葬者の輩出集団を考えてみたいが、同時期の集落は、小微高地a・b・dに展開しており、集落の全体を調査していない現状では特定は困難である。

前節で述べたことを繰り返すが、これら住居跡群は、首長層のものと捉えられるような傑出した規模や構造あるいは出土遺物をもつものを含まないという点で等質的である。このことから当遺跡における首長権威の増大を示す円形周溝墓の築造という現象に明瞭に対応するような住居の不均等な状況は認められないといわざるをえない。このことは、首長層の住居が一般の集落から隔絶するのではないかという推測を裏付けるものである。

6期に属する小微高地aのSH31では、丹波系の土器とともに河内産の広口壺が出土している。これを河内産の土器が出土した円形周溝墓と結び付けるのは短絡的であるが、この時期における土器あるいはその製作技術を含む諸情報の盛んな交流の存在を意味していることは確実である。

当遺跡の円形周溝墓は、首長権威の増大という条件が整うことを前提とし、さらに外方からの諸情報の流入を契機として築造されたものと考えられる。しかしながら、当地域には、南方丘陵上に位置する定塚古墳群(神戸市)⁽¹²⁾という方形台状墓などがあり、当時の首長層の墓制のあり方が多様であることが分かる。

第323表 兵庫県下の円形周溝墓一覧表

遺跡名・所在地		円形周溝墓		時期	周溝の外径	周溝	陸橋部	備考	註
播磨	有年原・田中遺跡	2 基		V	29.0m	独立	2方向	墳丘に貼石	6
	赤穂市有年原田中			V	21.7m	独立	なし	墳丘に貼石	
	川島遺跡 揖保郡太子町川島	1 基	周溝墓 I	IV	7.9m	独立	なし	方形周溝墓 3基近接	13
	播磨八幡遺跡 姫路市船津町	1 基	円形周溝墓	III	7.9m	不明	不明	方形周溝墓 1基近接	14
	溝之口遺跡 加古川市加古川町美乃利	3 基		IV	内径8.0m	不明	不明	方形周溝墓 7基近接	15
	新方遺跡 神戸市西区玉津町高津橋	2 基	(A)	III	不明	不明	不明	墳丘に貼石	1
	(B)		II	不明	不明	不明	墳丘に貼石		
摂津	川除・藤ノ木遺跡	2 基	S X 04	VI	15.9m	共有	なし	墳丘に貼石	
	三田市川除字岸ノ上		S X 05	VI	17.3m		なし	墳丘に貼石	
	深江北町遺跡 神戸市東灘区深江北町	11 基	1号墓～ 11号墓	VI	5.6～ 15.4m	共有	あり	1墳丘に1 基の埋葬	7
	郡家遺跡（城の前地区 4次調査） 神戸市東灘区御影町	2 基	S T 01	VI?	7.1m	独立	あり		16
			S T 02	VI?	6.5m	不明	不明		
	郡家遺跡（城の前地区 6次調査） 神戸市東灘区御影町	2 基	円形周溝 1	不明	6.5m	共有	あり		17
	円形周溝 2		不明	不明	不明	あり			
口酒井遺跡 伊丹市口酒井穴森	1 基	円形周溝墓	V	10.0m	独立	あり		18	
丹波	七日市遺跡	2 基	S X 04	III	8 m	独立	不明	方形周溝墓 8基近接	19
	氷上郡春日町七日市		S X 05	III	不明	独立	不明		
但馬	米里遺跡 養父郡八鹿町米里・朝倉	1 基	円形周溝墓	IV	9.5m	不明	不明		20
	奥藤遺跡 出石郡但東町奥藤	1 基	円形周溝墓	IV	推定9.3m	不明	不明		21

- 註
- (1) 丸山 潔「新方遺跡」『第11回埋蔵文化財研究会 西日本における方形周溝墓をめぐる諸問題』埋蔵文化財研究会 1982
 - (2) 寺沢 薫「弥生時代の円丘墓」『古代学研究』第123号 古代学研究会 1990
 - (3) 山本三郎「播磨・古墳の出現」『古墳の起源と天皇陵』帝塚山考古学研究所 1985
 - (4) 種定淳介『七日市遺跡（I）－第2分冊－（弥生・古墳時代遺跡の調査）』兵庫県教育委員会 1990
 - (5) 山本三郎「播磨・古墳の出現」『古墳の起源と天皇陵』帝塚山考古学研究所 1985
 - (6) 赤穂市教育委員会『原田中遺跡現場説明資料』 1989
 - (7) 山下史朗ほか『深江北町遺跡』兵庫県教育委員会 1988
 - (8) 高島 徹・松村隆文『府中遺跡発掘調査概要－府道和泉中央線拡幅工事に伴う発掘調査－』大阪府教育委員会 1985
 - (9) 寺沢 薫「纏向型前方後円墳の築造」 森 浩一編『同志社大学考古学シリーズIV 考古学と技術』同志社大学考古学シリーズ刊行会 1988
 - (10) 原口正三・西谷 正「弁天山C1号墳」『弁天山古墳群の調査』大阪府教育委員会 1967
和田晴吾ほか『立命館大学文学部学芸員課程研究報告第1冊－鳴谷東1号墳発掘調査概報－』立命館大学文学部学芸員課程 1987
 - (11) 肥後弘幸ほか「舟戸地区の調査」『京都府遺跡調査報告書 第12冊 志高遺跡』財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1989
 - (12) 神戸市教育委員会『北神中央線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査現地説明会資料』 1986
 - (13) 櫃本誠一・山本三郎ほか『川島・立岡遺跡』太子町教育委員会 1971
 - (14) 阿久津 久・吉田 昇『播磨・八幡遺跡』兵庫県教育委員会 1974
 - (15) 加古川市教育委員会 岡本一士氏に御教示をいただいた。
 - (16) 森田 稔「郡家遺跡（城の前地区）」『昭和58年度 神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会 1986
 - (17) 西岡巧次・池野素子「郡家遺跡（城の前地区第5・6・7・9・11次）」『昭和59年度 神戸市埋蔵文化財年報』神戸市教育委員会 1987
 - (18) 浅岡俊夫「口酒井遺跡（第9次調査）－穴森弥生墓地－」『昭和56年度 兵庫県埋蔵文化財調査年報』兵庫県教育委員会 1984
 - (19) 村川義典『春日七日市遺跡－確認調査報告書－』春日七日市遺跡発掘調査団・兵庫県永上郡春日町 1984
 - (20) 松下 勝・井守徳男ほか『但馬・米里遺跡』八鹿町教育委員会 1979
 - (21) 大村敬通「出石郡但東町奥藤－弥生周溝」『第11回埋蔵文化財研究会 西日本における方形周溝墓をめぐる諸問題』埋蔵文化財研究会 1982

第3節 溜池について

1. 概要

Ⅲ区で検出した溜池は、灌漑施設と考えられるが、当時の灌漑方法を検討するうえで良好な資料と考えられる。そこで、その機能・性格などについて若干の検討を加えてみたい。ただし、検討を加えていくにあたって、溜池にとりつくSD83・SD86と有機的な関係にあるものと考えられる。そこで、溜池を中心にこれらの溝も合わせて検討していくことにする。

特に溜池については、文献資料においては7世紀代に多く見られるもので、当遺跡の溜池の年代とほぼ一致することから、注目されるものである。

検討を加えていくにあたっては、遺構と出土遺物の大きく二つに分けて検討していくことにする。

2. 遺構の検討

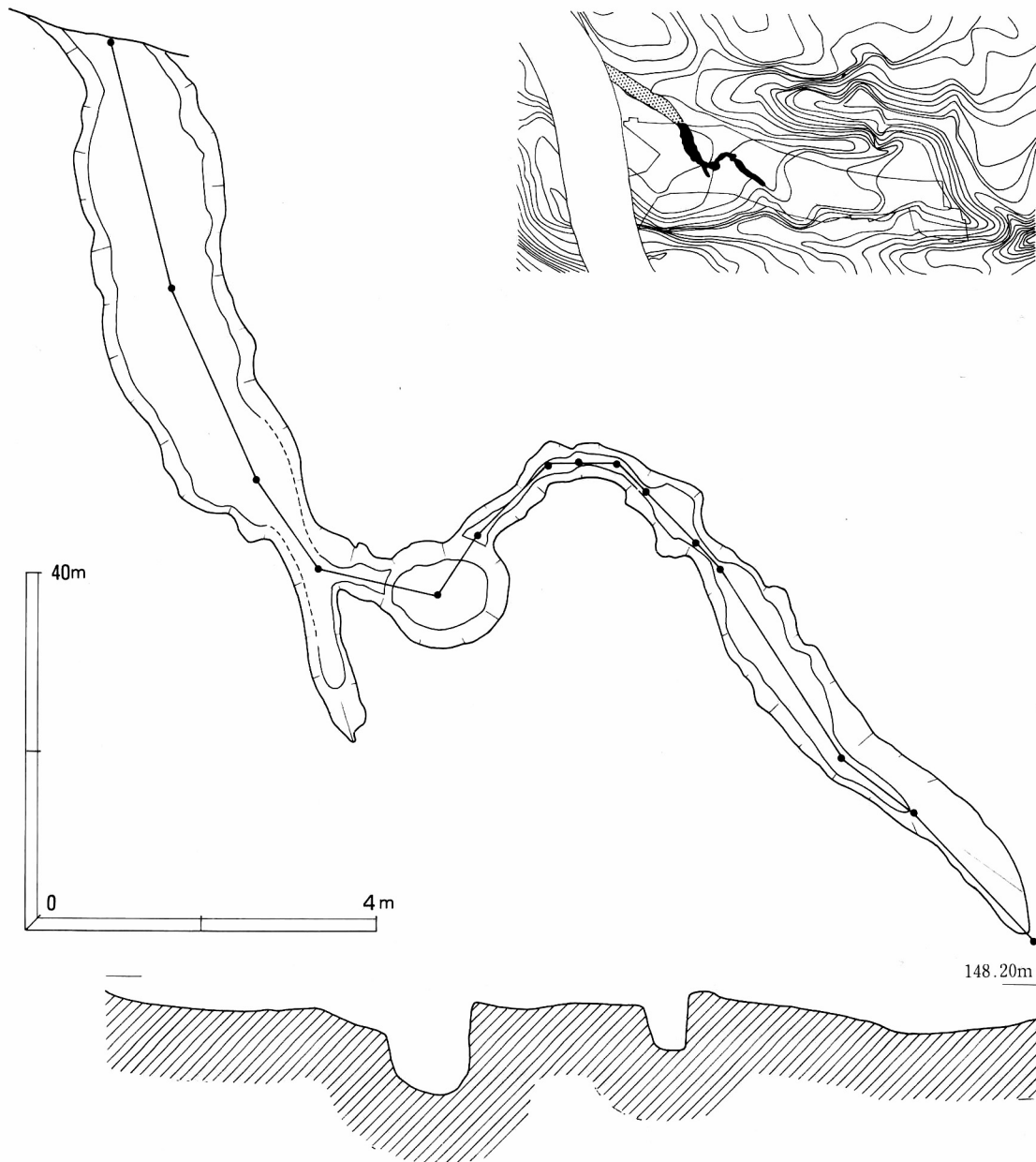
立地 第3章で復元した微地形図（第18図）に、Ⅲ区からⅣ区にかけて検出したSD83・SD86・溜池の位置を落としたのが第810図である。この図をみるとわかるように、溜池は当遺跡の立地する微高地のほぼ中央に位置する。より微視的にみると、小微高地b・小微高地d・小微高地eに囲まれた低地部に立地する。そしてこの溜池につながるSD86は当該微高地北西側の旧河道から導かれている。また、溜池からのびるSD83は、当該微高地内に認められる小微高地b・小微高地d・小微高地eの間の低地部に掘削され、当該低地に広がる水田域にのびている。

SD86 微地形との関係でみると、微高地の北側を流れる旧河道から小微高地dの主軸方向に直交するように掘削されている。したがってSD86は、川除・藤ノ木遺跡の立地する微高地の北側を流れる旧河道から当該微高地上に用水をポンプアップする機能を果たしていたものと考えられる。

溜池 SD86とSD83との位置関係から、SD86からの水を引き入れ、SD83へ配水していたものと考えられる。ただし、この一連の機能を果たすにあたって、いくつかの工夫が認められる。

まず、SD86から導水する方向とSD83へ配水する方向とが一致しないようにしている。つまり、SD86とSD83の方向が一直線にならないようにしている。これは、SD86からの水が一気にSD83へ流れ込まないための配慮と考えられる。

次に、SD86が溜池に取りつく部分の溝底のレベルと溝83が溜池から配水される部分の溝底のレベルをみると（第810図）後者の方が高くなっている。これには、2つの機能が考えられる。第1は、SD86から流れ込んだ水がすぐにSD83へ流れ出ないための流量調節の機能である。第2は、SD83へ流れ出る勢い・流量を弱め、溜池に貯水されることによって水温を調節するための機能である。



第810図 S D83・溜池・S D86のレベル

S D83 溜池でみられた流量を調節する機能は、当溝においても次の2点において観察できる。第1点目として、溜池から北東方向へ出たあとすぐにS D83が南東方向へ大きく屈曲している。第2点目として、第810図を参照すると明確なように、平面的に溝の幅が広くなったり狭くなったりしている。そして、この溝幅の変化と溝底の深さの関係をみると、幅の広いところは溝底のレベルが深く、逆に溝幅の狭いところについては溝底が浅くなっている。

以上のように、S D86・溜池・S D83で認められた灌漑機能は、大変高度な技術的背景のもとに計画的に構築されていることが理解できた。そこで、このような高度な技術的背景について出土遺物から検討を加えてみたい。

3. 出土遺物の検討

遺物は、S D83・S D86・溜池遺構からそれぞれ出土しているが、なかでも溜池遺構から、注目すべき遺物が2点出土している。1点は、「寺」と墨書された土器である。もう1点は犁である。

墨書土器

まずこの土器の時期であるが、その形態から7世紀前半と考えられる。当遺跡周辺の当該期の寺としては、金心寺廃寺跡が知られるのみである。他に当該期の寺に関する遺構・遺物は明らかとなっていない。しかし、この墨書土器を金心寺廃寺跡と直接結びつけて考えることは困難である。その一方で、川除・藤ノ木遺跡の近くに寺があったと考えるにも、その根拠となる資料・伝承は皆無である。少なくとも、この墨書土器から考えなければならないのは、この時期にすでに墨書を行うことができる主体が存在したことと、「寺」という文字を知っていたと言う事実である。おそらくその意味も知っていたのではないだろうか。近年の墨書土器に対する認識において、所有・所属を表すために書かれたものと考えられている⁽¹⁾。したがって、具体的な寺名は不明であるが、当遺跡で検出した溜池を中心とする灌漑施設は、寺と何らかの関係もっていたものと推定される。さらに推測を加えるならば、灌漑施設経営の主体者が寺と密接な関係にある者と考えたい。

犁

共伴する土器から、7世紀前半と考えられる資料である。類例として、滋賀県西河原森ノ内遺跡⁽²⁾・川田川原田遺跡⁽³⁾・香川県下川津遺跡⁽⁴⁾が知られているにすぎない。いずれもほぼ同時期の資料であり、日本で最も古い時期にあたるものである。このことから、木製品という性質上残り難いという弊害は考慮に入れる必要があるものの、当時としては高度な技術であったものと考えられる。つまり、溜池が機能していた段階において、水田の耕作に、当時としてはより高度な犁を用いていたものと推定される。

小結

以上2点の出土遺物についてみてきた。墨書土器・犁からは、知的水準の高さと耕作技術の先進性をみることができた。

4. まとめ

以上みてきた、溜池を中心とした灌漑施設の開発は、古墳時代中期以来の、洪積台地の開発⁽⁵⁾の延長上に位置付けられるものと考えられる。

最後に、溜池遺構を中心とした灌漑施設に認められた高度な技術的背景について検討してみたい。一般的に、当該遺構の開発の技術的背景となった洪積台地の掘削技術の背景に、朝鮮半島からの渡来集団がもたらした技術が基礎にあるものと考えられている。

ここで、注目されるのが、溜池が構築され機能していたとされる7世紀前半代に相当する終末期古墳が、三田盆地周辺部の高位段丘・丘陵上に分布することである。特に深田地区（第2章）においては、西山古墳群をはじめとして、特殊な遺物を出す古墳が目立つ。井守徳男もすでに触れている⁽⁶⁾ことであるが、6世紀後半に任那から集団移住したとされる渡来集団、吉士をその主体と考えている。このように、7世紀前半代においては、三田盆地においては、渡来集団の存在が大いに想定できる状況にある。

以上のことから、川除・藤ノ木遺跡における溜池を中心とした高度な灌漑技術・耕作技

第3節 溜池遺構について

術の背景に、渡来集団の存在が考えられることが明らかとなった。このことは、先述した古墳時代中期以来の洪積台地の開発の技術的背景に渡来集団の存在があると考えられていることと一致するものである。さらに推測を加えるならば、「寺」と墨書された土器についても、渡来集団との関連が考えられるのではないかと考えられる。

註

- (1) 原秀三郎「土器に書かれた文字」『日本の古代14 ことばと文字』岸 俊男編 1988
- (2) 大阪大学非常勤講師 河野通明氏の御教示による。
- (3) 滋賀県埋蔵文化財センター「奈良時代の犁を復元 守山市・川田川原田遺跡」『滋賀埋文ニュース』第102号 1988
- (4) 藤好史郎・西村尋文ほか『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告（VII）下川津遺跡』香川県埋蔵文化財センター・香川県教育委員会・本州四国連絡橋公団 1990
- (5) 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』1989
- (6) 井守徳男「畿内周縁部における古墳の展開と終末—兵庫県三田盆地における群集墳と終末期古墳の関連を例として—」『北山茂夫追悼日本史論集 歴史における政治と民衆』日本史論叢会 1986

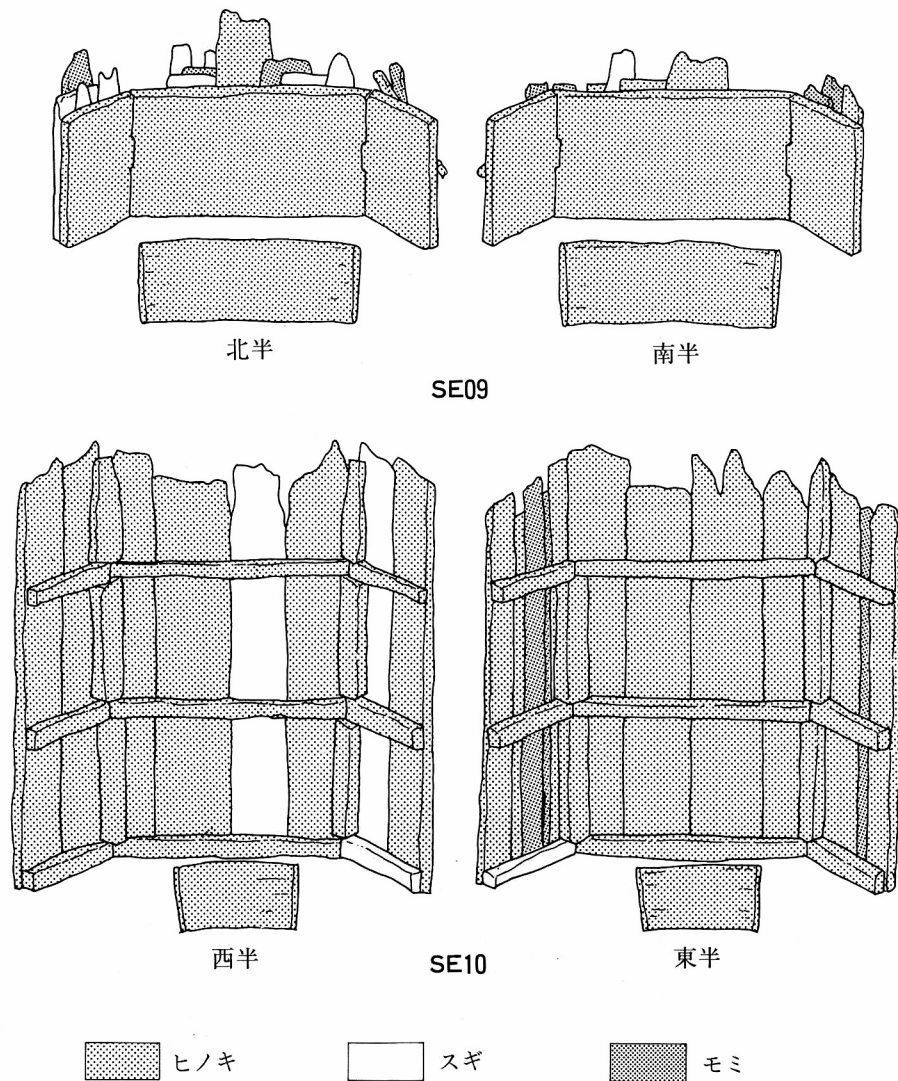
第4節 井戸について

今回の調査において、平安時代～鎌倉時代の井戸を12基検出している。これらの井戸は多くの検討課題を提示しているのだが、本報告においては、井戸材の樹種と井戸の掘削深度について簡単にまとめてみたい。

1. 井戸材の樹種について

SE09とSE10について、井戸枠を構成する全ての材について樹種鑑定をおこなった。この結果をまとめたのが、第811図である。

2基の井戸ともに、材として用いた樹種は、スギ・ヒノキ・モミの3種からなる。この3種のなかでスギとヒノキは、比較的水に強い特徴をもつものである。このため、これらの2種の材は、縦板・横棧などの細部の部材に関係なく用いられている。これに対して、水に強いとはいえないモミが使われている点が注目される(第4章第1節)。

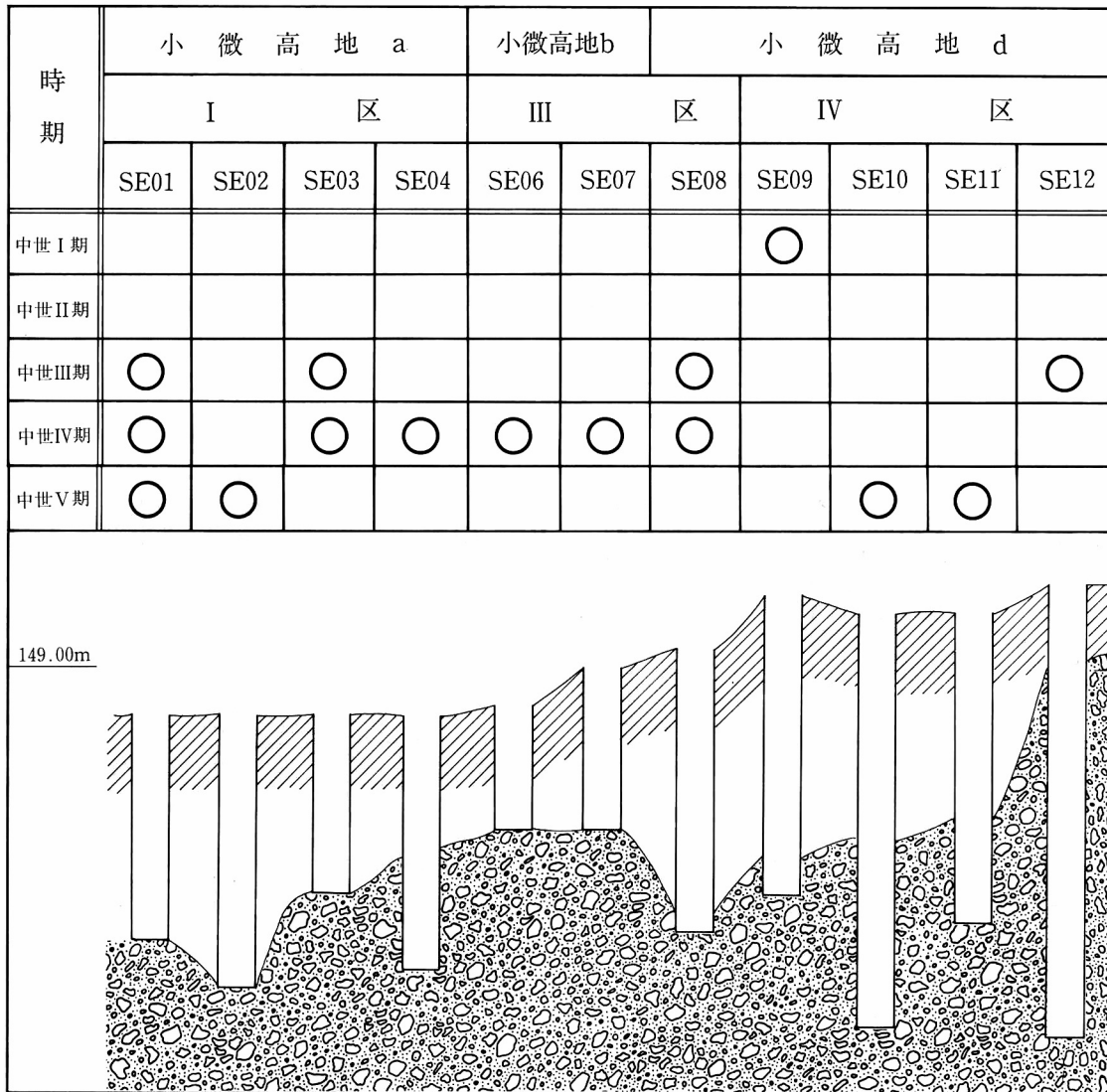


第811図 SE09・10の樹種

以上のことから、井戸材の選択にあたっては、基本的には水に強い材を用いていることが明らかとなった。その一方で、水に強いとはいえないモミも用いられている。このことは、材の樹種を統一するどころか水に強い材をそろえる力がなかったのか、周囲に適当な材がなかったのかを意味するものと考えられる。このことについては、井戸材に転用材と考えられるものが少なからず認められることとも関連するものと考えられる。つまり、井戸枠を組むにあたっては、材を選りすぐるのではなく、より経済的な方法で材を集めたものと考えられる。

2. 井戸の掘削深度について

井戸は地下水を得るためのものである。したがって、井戸の底部は地下水が存在する深さまで掘削されているものである。ところで、地下水位は絶えず変動するものであり、一定していない。このため、井戸の掘削深度も変化するものであり、逆に井戸の深度がその当時の地下水位を表しているものといえよう。



第812図 井戸の掘削深度

- 深度の変化** 井戸の掘削深度の変化については、地下水位の変化によるものである。
以上のことを前提として、当遺跡で検出した井戸の深度についてみてみたい。第812図が、12基の井戸の深度を表したものである。
- I 区** 4基検出しているが、全て同じ小微高地上に立地するものである。SE03が最も浅く、SE01・SE04・SE02の順に深くなっている。SE03と他の3基とでは深度に大きな差が認められ、明確に時期が異なるものと考えられる。他の3基については、地下水位の変化によるものなのか、掘削地点の微妙な差によるものなのかは判断できない。
- III 区** 当地区についても4基検出しているが、SE08については他の3基の井戸と小微高地が異なるため、単純な比較はできない。そこで他の3基の井戸についてみてみると、SE05は正確に深度をおさえることができなかったため対象外とすると、SE06・SE07は深度が全く同じである。したがって、SE06とSE07は地下水位からみる限り、同時期のものと判断できる。
- IV 区** 4基検出している。SE09・SE11とSE10・SE12の2組に分けられ、後者の方が深度が深くなっている。SE09とSE11とでは、若干深さが異なるようであるが、若干距離が離れていることによるものと考えられる。
- 深度と時期** 以上、各小微高地ごとに井戸の深度をみてきたが、各小微高地とも少なくとも2組に分けられることが明らかとなった。そこで、これらの2組が第5章で検討した遺物の編年と対応するものなのかについて検討してみたい。
- 小微高地 a** 確実に時期を特定できるのは、SE02とSE04で、それぞれ川除15期と川除14期に位置付けられている。井戸の深度はSE04→SE02と深くなっており、時期が新しくなるほど深くなる傾向をみることができる。また、当小微高地で最も深かったSE03については、川除13期から川除15期にかけてと時期を特定することができなかったが、上記の傾向からすると、逆により新しい時期が考えられるのではないかと考えられる。
- 小微高地 b** SE06とSE07は全く同じ深度であった。これに対応するように、両者とも川除14期は同時期に位置付けられている。
- 小微高地 d** SE09・SE11→SE10・SE12と大きく2段階にわたって深度の変化が認められる。遺物からみると、SE09→SE10・SE12→SE11と変化し、小微高地 a・小微高地 bで認められたような井戸の深度と時期との対応関係がみられない。具体的には、SE09からSE12にかけて一端深くなりながら、SE12からSE11にかけては再び浅くなっている。さらにSE11からSE10にかけては再び深くなっている。
- 以上、小微高地ごとに井戸の掘削深度と時期との関係についてみてきた。そこで、次に川除・藤ノ木遺跡全体をとおして、この対応関係について検討してみたい。
- 中世 I 期** SE09のみである。全体としては浅い方であるが、最も浅いわけではない。
- 中世 IV 期** 当該期に特定できる井戸は5基あるが、SE06・07を除いては深度が一定していない。
- 小結** 以上のことから、当遺跡においては井戸の掘削深度と時期との間には明確な相関関係を捉えることはできなかった。
ところで高橋氏の研究によると、古代末から中世にかけて瀬戸内東部の臨海平野におい

第4節 井戸について

ては、低位面の段丘化＝地下水位の低下が進行することが明らかとなっている⁽¹⁾。ただしこの減少は、内陸部においては明らかとなっていない。しかし、下流域における段丘化にともない、上・中流域においても、下流域と相前後するように段丘化が引き起こされることが考えられる。したがって、中流域においても臨海平野より若干間において地下水位の変化がおこると考えられる。つまり、川除・藤ノ木遺跡でみられた地下水位の複雑な変化は、以上のような現象を何らかの形で反映したものではないだろうか。

註 (1) 高橋 学「芦屋川・住吉川流域の地形環境 III 一深江北町遺跡の地形環境分析一」
『深江北町遺跡』(兵庫県文化財調査報告 第54冊) 兵庫県教育委員会 1988

第5節 中世の掘立柱建物について

1. はじめに

掘立柱建物 今回の調査で検出した中世の掘立柱建物は計60棟にのぼる。これらの建物は散在するのではなく、A～Iの9つの建物群として捉えることができる。そして各建物群において、少なくとも1回の建替えが行われている。なかでも建物群AとBは、建替えが盛んに行われたようである。そこで、当地区を中心にその変遷を細かくみていくことにしたい。なお、建物に加えて、溝・井戸・墓とセットをなしていたものと考えられる。そこで、これらの遺構も加味して検討していきたい。

遺構の時期 まず第6章第3節でまとめた、中世土器の編年案にしたがって、掘立柱建物群A・Bの主要な掘立柱建物・溝・墓・井戸を時期別にまとめてみると、これらの遺構は中世I期から中世IV期にかけて存続していることがわかる。平面的には小微高地d、掘立柱建物群Aと掘立柱建物群Bにかけて集中しており、時期的には中世III・IV期に集中している。

ところで、中世III・IV期にあたる建物をみると、平面的に重複するものが多く、同時期に存在したのではなく土器様式では表現できない時期差が存在するようである。そこで、中世III・IV期を中心に、建物のセット関係を明らかにし、時期ごとの変遷を明らかにしてみたい。

第324表 中世掘立柱建物群一覧表

立地	建物群名	分類	時期					建物番号	墓の有無	井戸の有無	区画溝の有無
			中世I期	中世II期	中世III期	中世IV期	中世V期				
d	掘立柱建物群A	C						S B 49・50・52～64	○	○	○
	掘立柱建物群B	C						S B 65～75	○	○	○
	掘立柱建物群C	B						B 35～42			
e	掘立柱建物群D	B						S B 43～48		○	
b	掘立柱建物群E	B						S B 33・34		○	
	掘立柱建物群F	B						S B 21～23			
c	掘立柱建物群G	B						S B 24～28			
a	掘立柱建物群H	B						S B 01～03	○	○	○
	掘立柱建物群I	B						S B 15～12			

2. 掘立柱建物群A・Bの分析

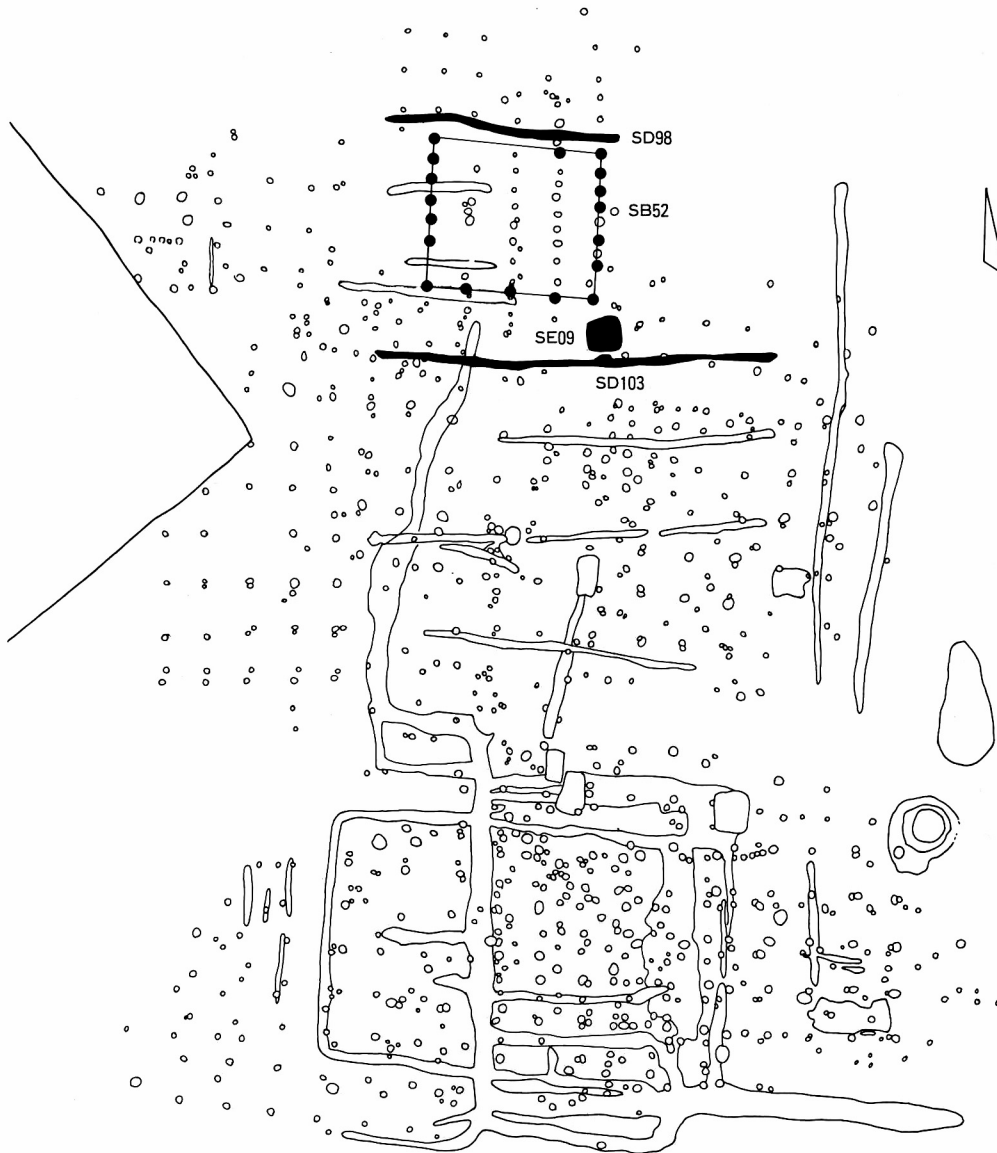
中世I期 掘立柱建物群Aに集中する。S B52・53が当該期にあたる。

I-1期 出土土器から判断してS B52が当該掘立柱建物群のなかで最も古く位置付けられ、10世紀後半と考えられる。当該期はこの1棟のみである。

S B52には、北側と南側にS D98・103が伴う。またS E09が伴う。

I-2期 S B53の1棟からなる。S B53はS B52がほぼ同位置で建て替えられたものである。

また、S B53の北側にあるS D98も方向をほぼ同じくすることから、I-1期に引き続きS B53に伴うものと考えられる。さらにS B53の南側に位置するS D103についても同様に、当建物に伴うものと考えられる。したがって、1棟の建物と2条の溝でひとつの屋敷地をなしていたものと判断できる。また、I-1期に引き続きS E09が伴う。



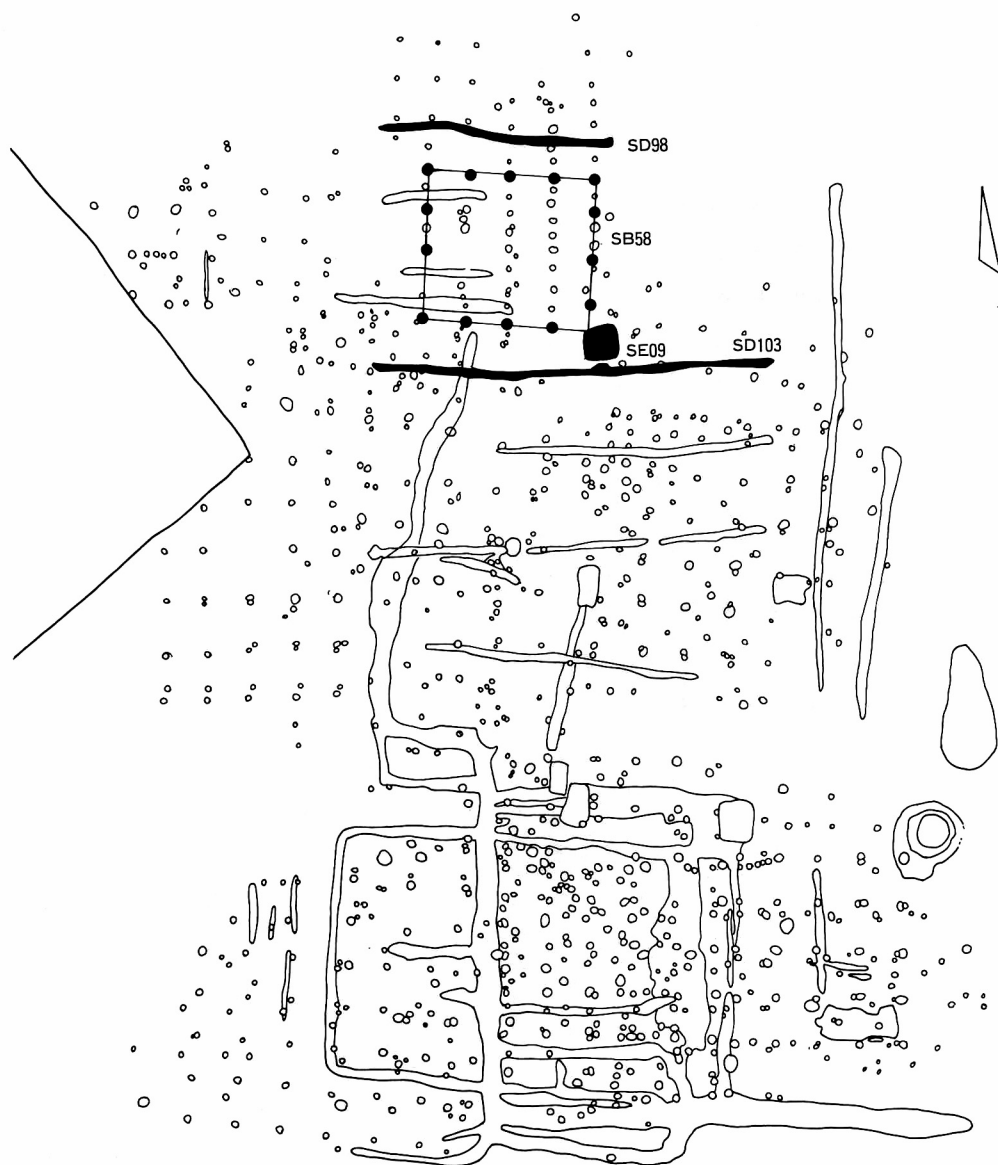
第813図 I-1期の建物

なお I-1 期と I-2 期の時期差については、現段階の土器研究の水準からすると、明確な差を付けることは困難である。したがって、将来土器研究の進展にともない、I-1 期と I-2 期が逆転する可能性もあることをつけ加えておく。

中世 II 期 SB55・SB56・SB57・SB58・SB59・SB60・SB61・SB64・SB65からなる。このなかでSB64を除き棟軸方向を同じくする。なお、当該期の井戸は不明である。

II-1 期 SB55とSB64の2棟からなる。
SB64については、先述したとおり棟軸方向を異にすることから、少なくともSB55とは別の屋敷地を構成する建物と考えたい。

II-2 期 建物の位置が掘立柱建物群Aの中央部へ移り、SB56・SB57・SB60からなる。東西棟のSB57と南北棟のSB56・SB60とが、官衙風配置⁽¹⁾をなしている。そして、北側をI期から続くSD98、西側をSA07、東側をSD109、南側をSD106に囲まれ方形区画をな



第814図 I-2 期の建物

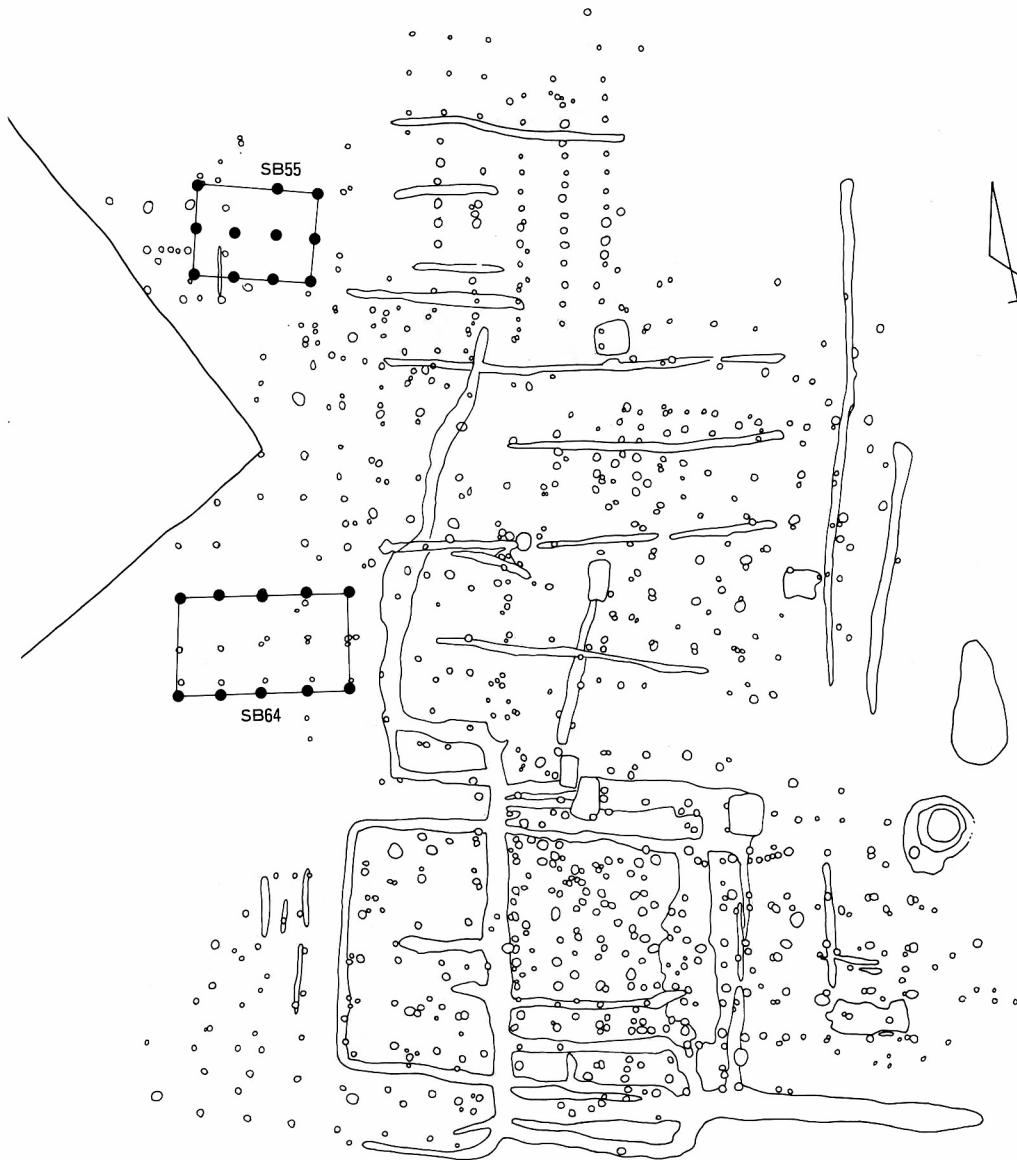
す。これらの溝・柵で囲まれた範囲の面積は約730㎡である。さらに、S B56の北側にあるS D101についても、小区画をなす溝と考える。

また、S X07についても主軸方向がこれらの建物群の棟軸方向とほぼ一致することから、当屋敷地に伴うものと考えたい。

なお、S A07の西側に位置し、Ⅱ-1期から存続するS B55については、上記の建物群と棟軸方向がほぼ一致することから、当期まで存続する可能性も考えられる。S B55を含む屋敷地の中心は、より西側の未調査区にあるものと推定される。

Ⅱ-3期 前期と屋敷地の位置・規模に変化はみられないが、屋敷地を構成する建物に変化が認められる。

S B56がⅡ-2期から継続する。これに対して前期のS B57・S B60に替わってS B58 1棟になる。



第815図 Ⅱ-1期の建物

II-2期において屋敷地の周囲をなしたSD98・SD109・SD106・SA07については当期まで存続する。

中世III期 中世の中心をなす時期で、掘立柱建物群Bに集中する傾向にあり、建物の切り合い関係が著しい。

III-1期 掘立柱建物群Aと掘立柱建物群Bにまたがる。SB61とSB65・SB54からなる。これら3棟の建物は、出土土器・棟軸方向から、ほぼ同時期のものと判断したものである。

SB61の北側のSD104が対応するものと考えられ、この溝によってSB54とSB61・SB65は別の屋敷地になるものと考えられる。

この時期の井戸については、出土土器から判断するとSE12が時的に最も近いものである。しかしSB65と重複するため、明らかにしえない。

III-2期 当該期をもって屋敷地の様相に大きな変化が認められる。建物は掘立柱建物群Bに限ら



第816図 II-2期の建物

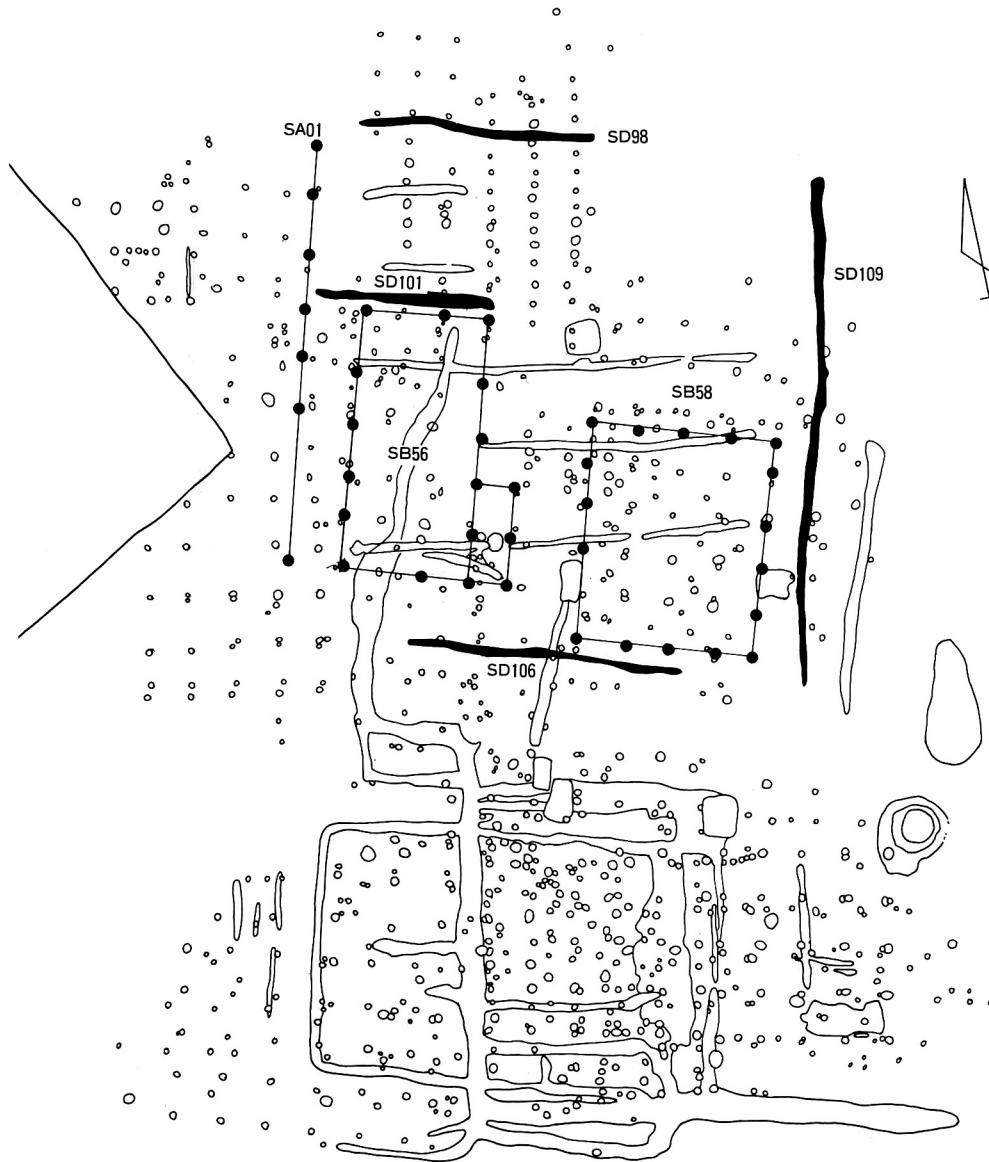
れる。S B74とS B66からなり、この2棟の建物をS D121とS D139で方形に囲んでいる。この方形に取り囲まれた範囲の面積は約256㎡である。

これらの建物群にS E12が対応するものと考えられる。また、S X08がこれらの建物群と主軸方向を同じくすることから、当建物群に伴うものと考えられる。

また主軸方向の変化はわずかである。

Ⅲ-3期 出土土器から判断して、Ⅱ-2期に対してS B66が建て替えられ、拡張する形でS B67に替わる。この拡張に伴い、区画の範囲も東側に拡大し、S D139からS D119へと変化する。S B74は引き続き存続するものとする。井戸はS E12が継続する。

Ⅲ-4期 当該期をもって屋敷地の様相がさらに一変する。方形に取り囲んでいたS D121・S D119が埋められ、新たにS D113が掘削される。屋敷割りがこのS D113に大きく左右され、方向性もこの溝に合わせて変化する。このため、主軸方向にも若干変化が認められる。

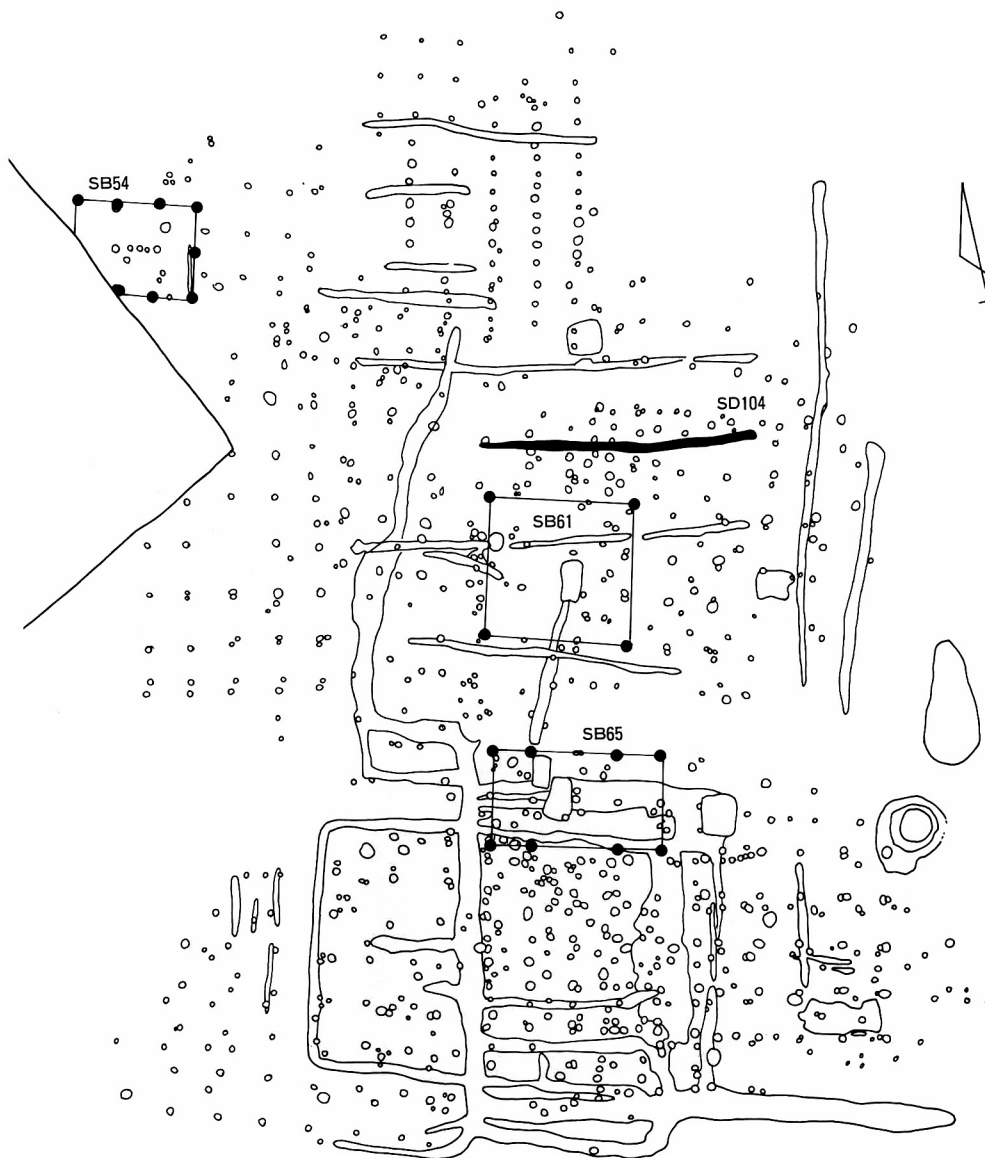


第817図 Ⅱ-3期の建物

まずSD113の東側にSB68とSB71が建てられる。またSD113の西側にはSB63が建てられる。この3棟の建物は、出土土器の様相がほぼ同じであり、棟軸方向がSD113の方向性と合致することから、ほぼ同時期に存在したものと考えられる。ただし、SB68・71とSB63とはSD113を境に別の屋敷地を構成するものと考えられる。

SB68・71については、SB68の北側を中心に古い時期のSD115(古)によって区画されている。この溝とSE11との関係は調査では明らかにできなかったが、时期的にはほぼ同時期のものであることから、切り合い等の関係はなく、共存していたものと考えたい。よって、SE11がSE12に替わって当該期の井戸として使用されたものと考えたい。

なお、SD113出土土器とSD115(古)出土土器とは、前者の方が若干新しい様相を示している。これは、後述するがSD113の方がIV-3期まで存続し、その時期に埋められたことを示すものと考えたい。



第818図 III-1期の建物

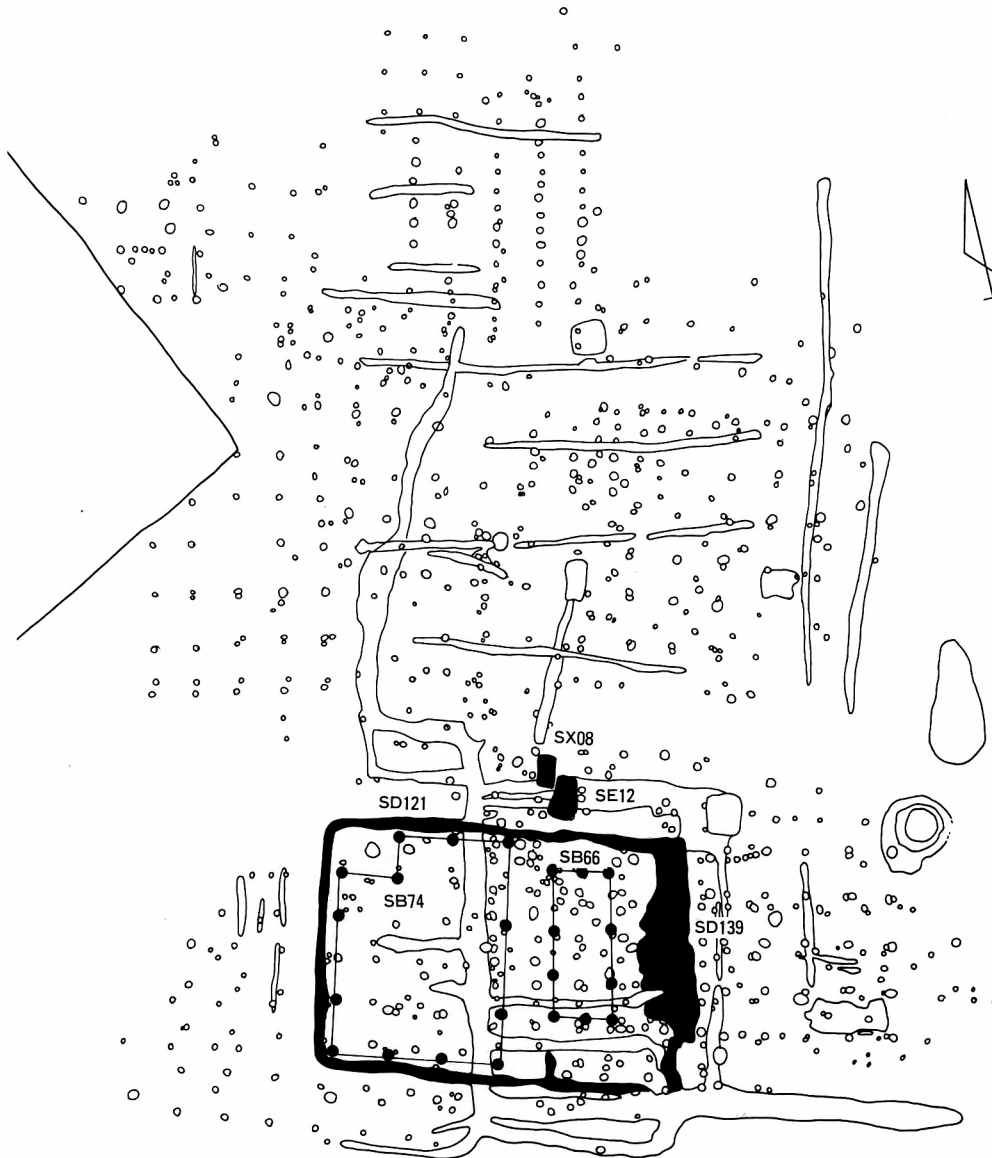
中世IV期 土器様式は変化するが、建物配置の様相はIV-4期から引き続くものである。

IV-1期 SB69とSB72からなる。SB69は前段階のSB68が、SB72は同じくSB71を建て替えたものである。両者とも基本的に拡張されている。

また、前段階でSB68に伴ったSD115(古)が引き続きSD69に伴う形で存続する。井戸についてもSE11が引き続き存続する。

IV-2期 SB69は引き続き存続する。これに対してSB72はSB73に規模が縮小する形で建て替えられる。また、SB69に伴うSD115(古)はSD115(新)に取って替わる。そして、SD115(新)の土器とSE11埋土上層出土土器がほぼ同時期のものと考えられることから、この変化に伴いSE11が埋められる。したがって、当段階から井戸はSE10に替わる。

SE11からSE10への変化は、前段階のSB72の北東隅の柱穴(P1)がSE10に伴う排水溝に切られていることから判断できる。



第819図 III-2期の建物

南と西をSD113、北をSD115(新)、北東隅をSE10で囲まれた範囲の面積は480㎡である。

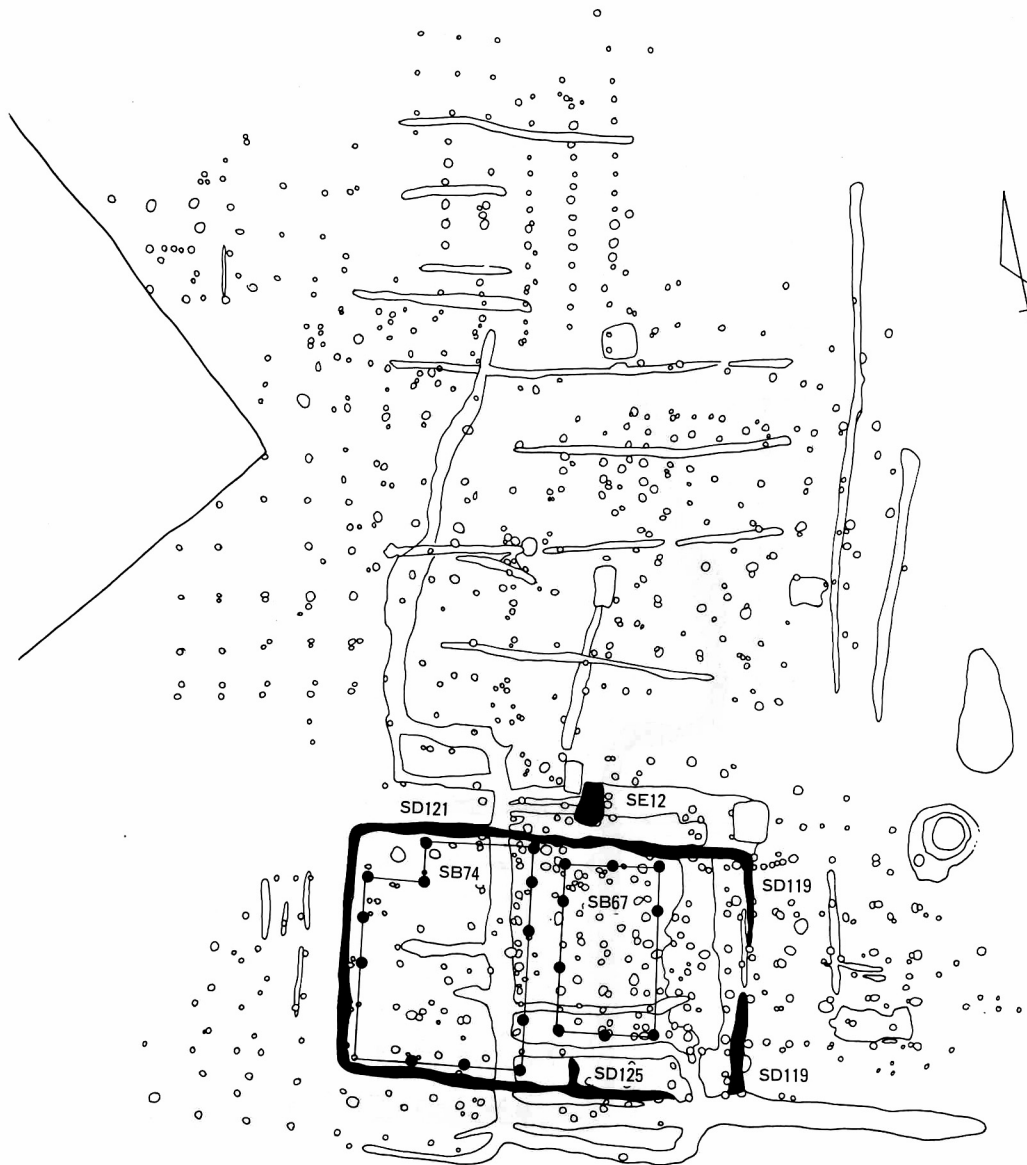
IV-3期 SB73の西隣にSB70が建てられる。SB70とSB69はほぼ接する位置関係にあることから、この段階でSB69は廃絶するものと考えられる。

前段階でSB69に伴っていたSD115(新)が、当段階まで存続するのには明確に示えない。ただし、出土土器を比較するとほぼ同様の傾向を示すことから、当段階まで存続する可能性が高い。

また、SB70の東側にほぼ近接し平行するSD117が伴う。SB70の雨落ち溝と考えられる。

井戸は前段階に引き続き、SE10が使用される。

IV-4期 当段階で再び、屋敷地の様相に大きな変化が認められる。当屋敷地の地区割りを大きく



第820図 III-3期の建物

左右していたSD113が廃絶し、これに伴う建物も全て廃絶する。

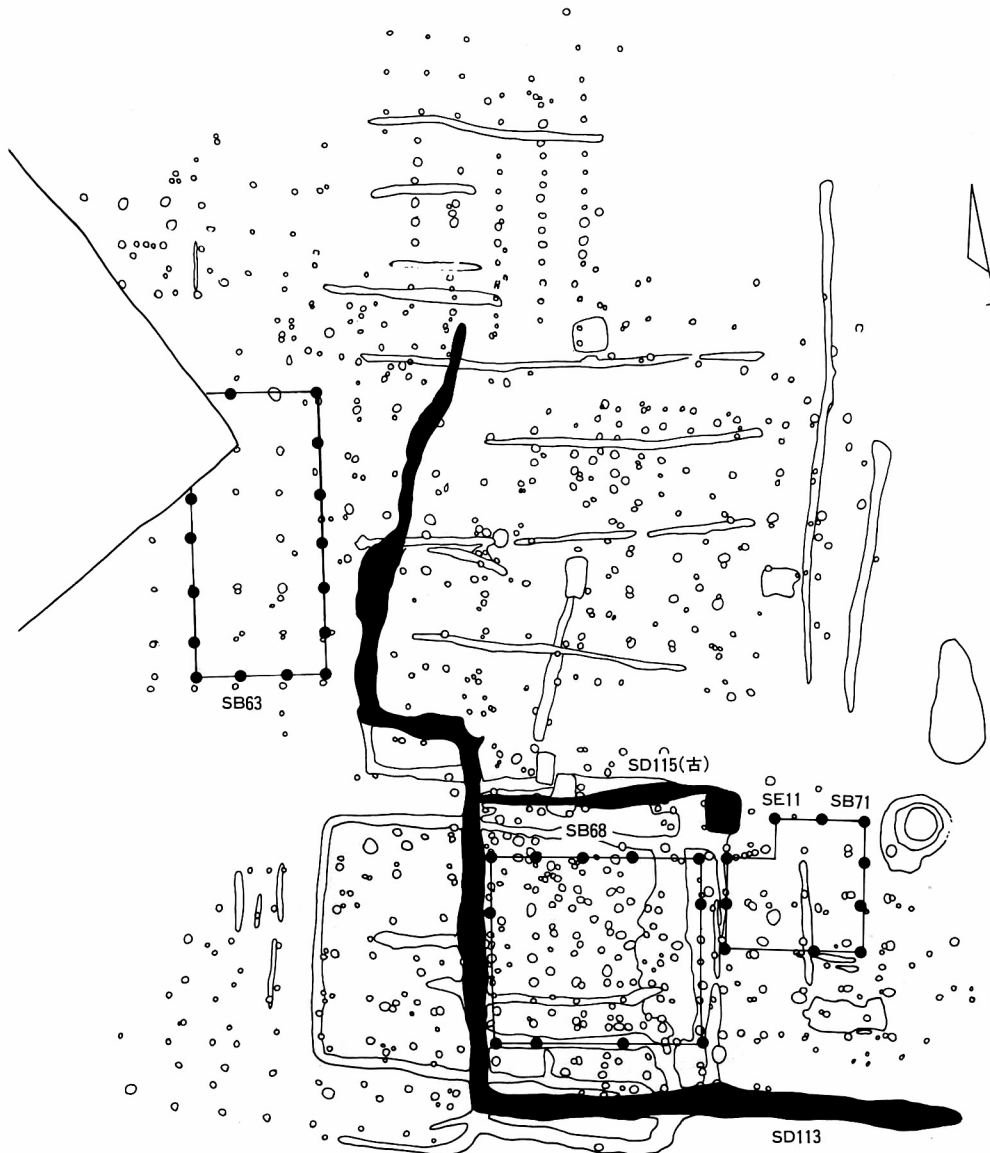
当段階で新たにSB75が出現する。時期および方向性からみて、当建物に対応する他の建物は認められない。ただし、区画の溝としてSD122とSD129が対応するものと考えられる。SD122とSD129は、当初SB75の東側を「コ」の字形に巡っていた同一の溝とも考えられるが、調査の際のSD113埋土の断面観察においては明確にできなかった。

SB75に伴う井戸については、SE10が続く可能性も考えられるが、以前の建物と井戸の距離的關係からすると、やや離れる傾向にあり、SE10が妥当かどうかについては判断しがたい。

小結

以上の結果をまとめると第325表のようになる。

出土土器から判断すると、最も古く位置付けられる10世紀代のI-1期から12世紀末と位置付けられるIV-4期まで、計13期からなることが明らかとなった。そこで、以上の分

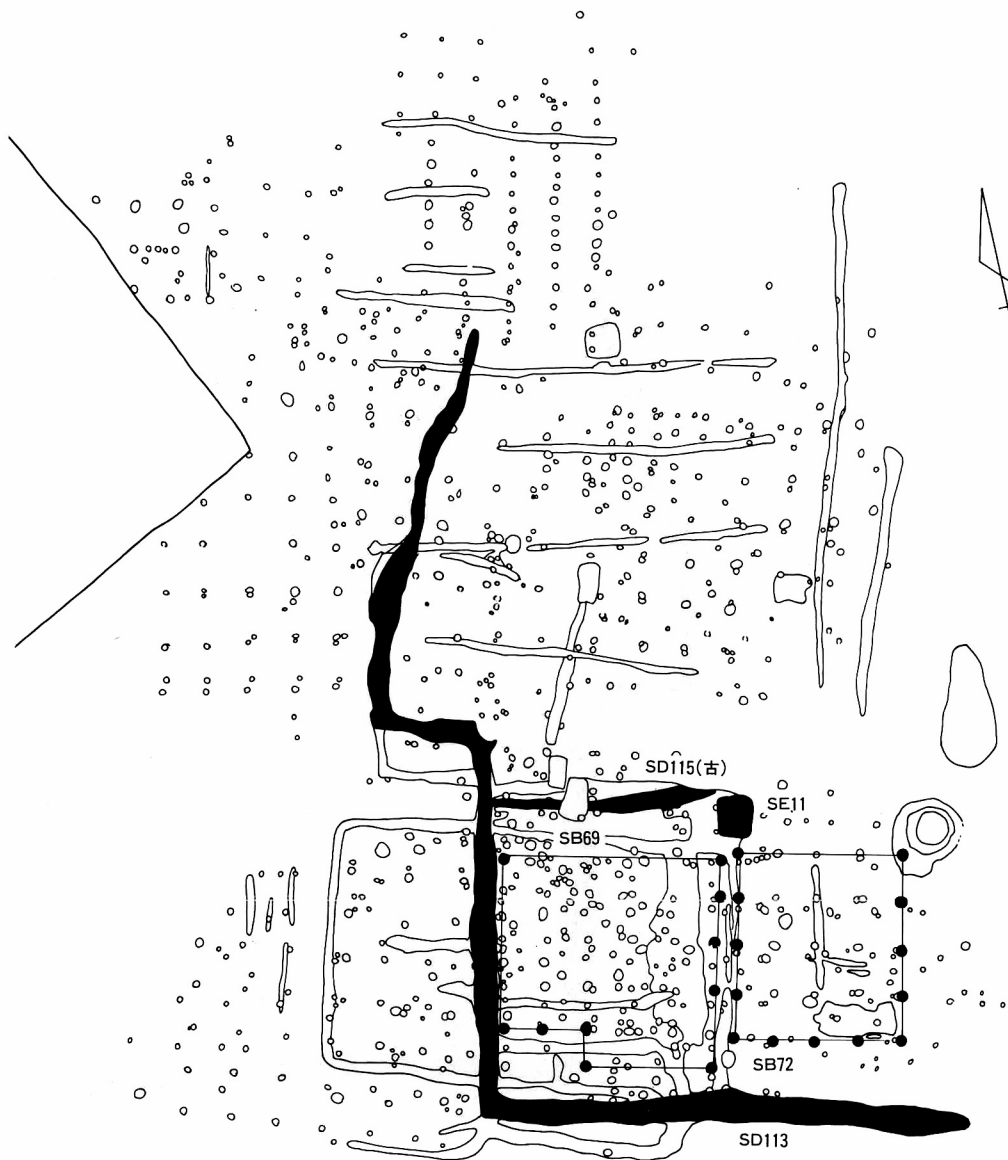


第821図 III-4期の建物

析をとおして明らかとなった点をいくつか列記してみたい。

画期

- ①これらの画期は土器様式を基準とすると、中世I期から中世IV期の大きく4時期に分けることができる。しかし、建物の配置・方向性を中心に画期を求めると、I-1期からI-2期・II-1期からII-3期・II-4期からIII-3期・III-4期の4期に分けることができる。しかし、これらの画期は土器様式の画期とは一致しない。このうち、中間の2時期が当建物群の中心をなす時期である。また土器様式の時期差からみて、I期からII期にかけて一時途絶えるようである。
- ②各小期における建物の数は、2～3棟を基本としている。ただし、この数棟の建物のうち、1棟は他の建物より大きな規模の建物からなる。主家と考えられる。
- ③棟軸方向は、掘立柱建物群Aと掘立柱建物群Bとでは、掘立柱建物群Aに若干のばらつきがあるもののほぼ同じである。掘立柱建物群Bについては、細かくみると2つに分け



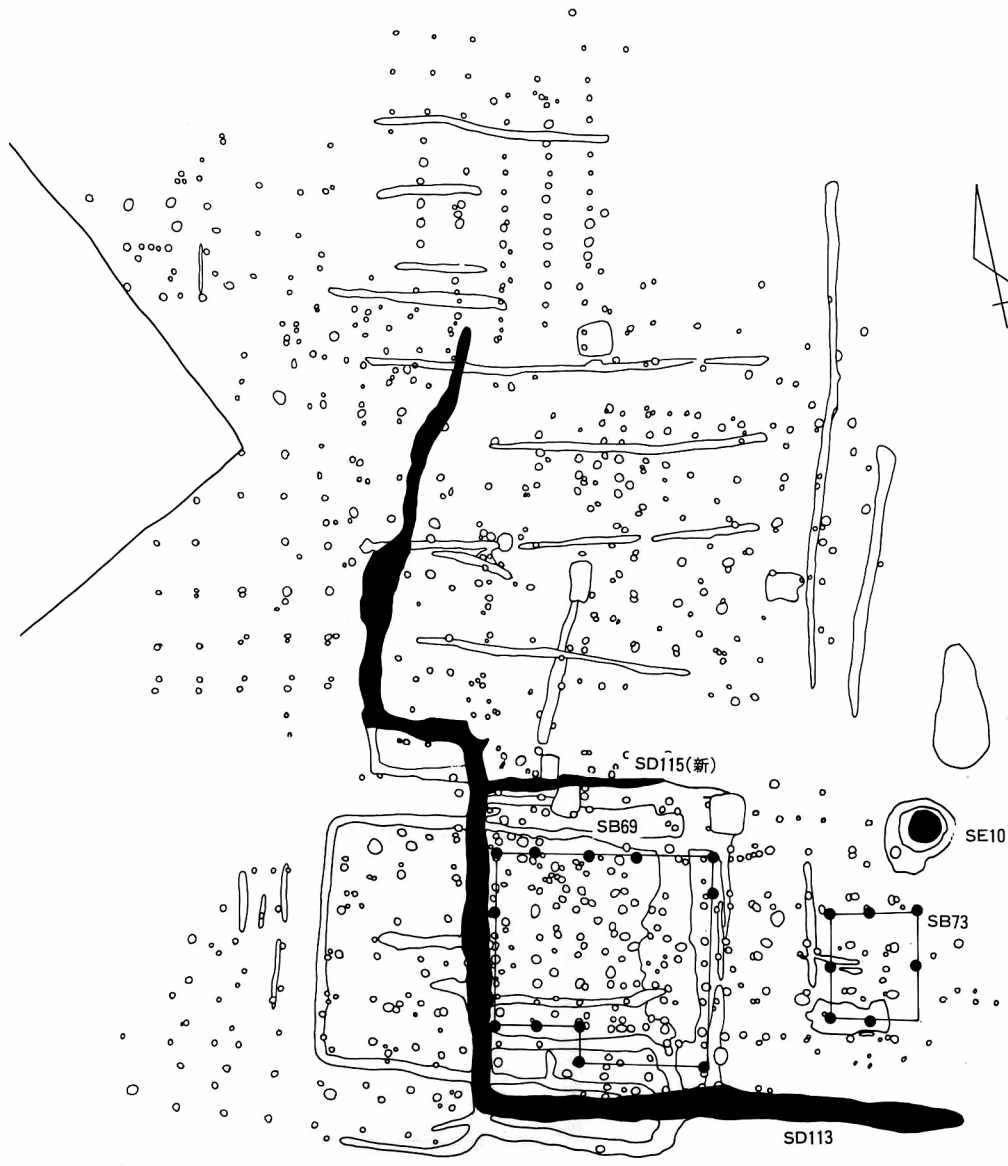
第822図 IV-1期の建物

ることができる。これはⅡ-4期とⅢ-1期に認められた画期と対応するものと考えられる。

④2～3棟からなる建物には、井戸がともない、これらは溝ないし柵で四方を限られている。また、時期を特定することは困難であるが、木棺墓がともなう時期もある。

⑤上記の溝ないし柵で囲まれた範囲の面積には、時期的な変化は認められない。

⑥建物群Aから建物群Bへの移動は認められたが、基本的な建物群の位置は変化していない。他の掘立柱建物群の分布からみて掘立柱建物群Aと掘立柱建物群Bとで一つの掘立柱建物群とみなすことができる。



第823図 IV-2期の建物

3. まとめ

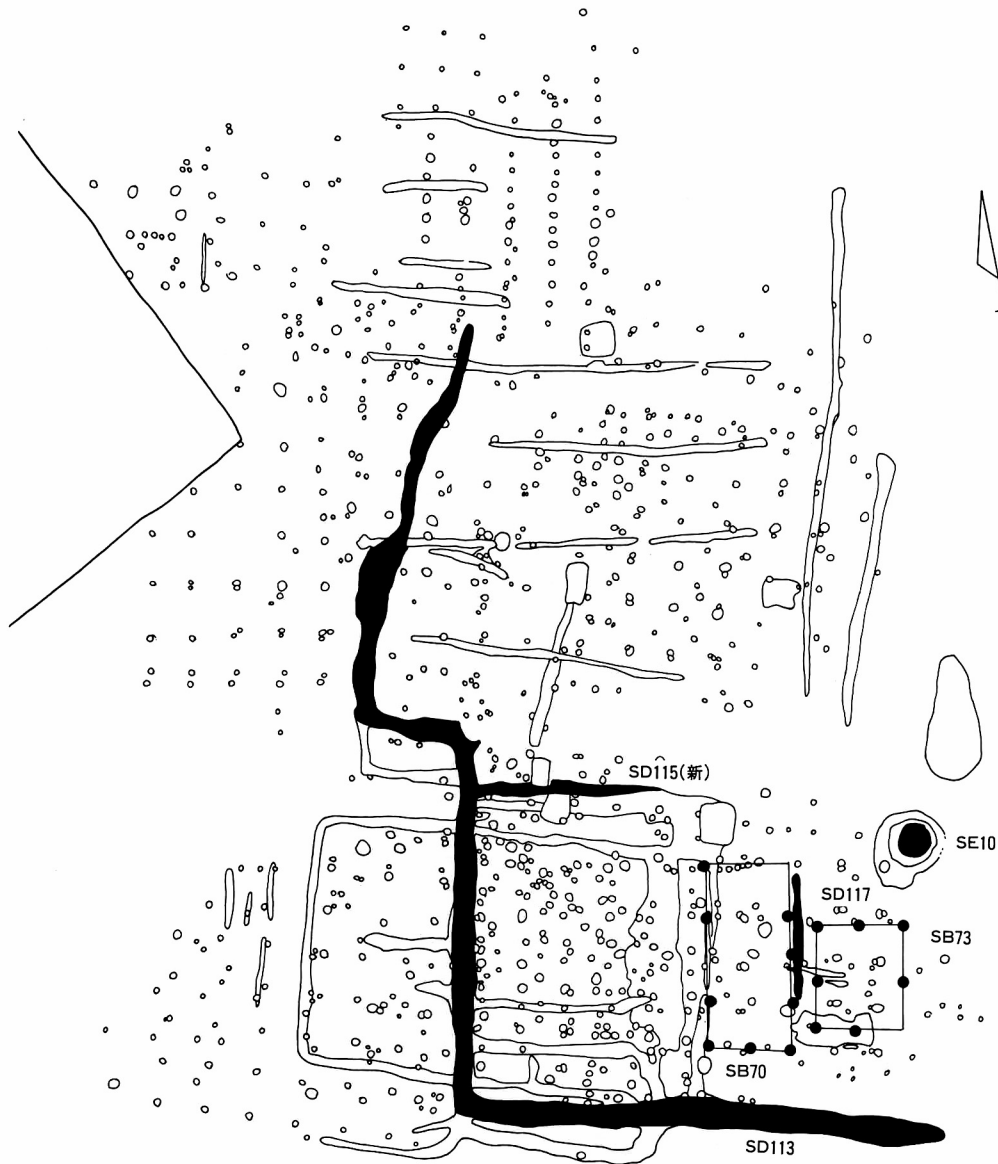
(1) 掘立柱建物群の比較

前項においては、掘立柱建物AとBの分析を行ってきた。そこで明らかとなった特徴について、他の掘立柱建物群と比較しながら、検討を加えてみたい。その前に、他の掘立柱建物群についてもその概要を簡潔にまとめておきたい。(第826図・第827図)

建物群C

8棟の建物からなる。100㎡を越える建物は確認できなかったが、一部未検出の建物にその可能性を含むものがある。また80㎡を越える建物も2棟含む。40㎡前後の建物が最も多く、4棟ある。

棟軸方向は、SB41とそれ以外に大きくわけられる。後者の方向はきわめて近似したものである。中世I期から中世IV期まで継続する建物群で、中世III期にその中心がある。



第824図 IV-3期の建物

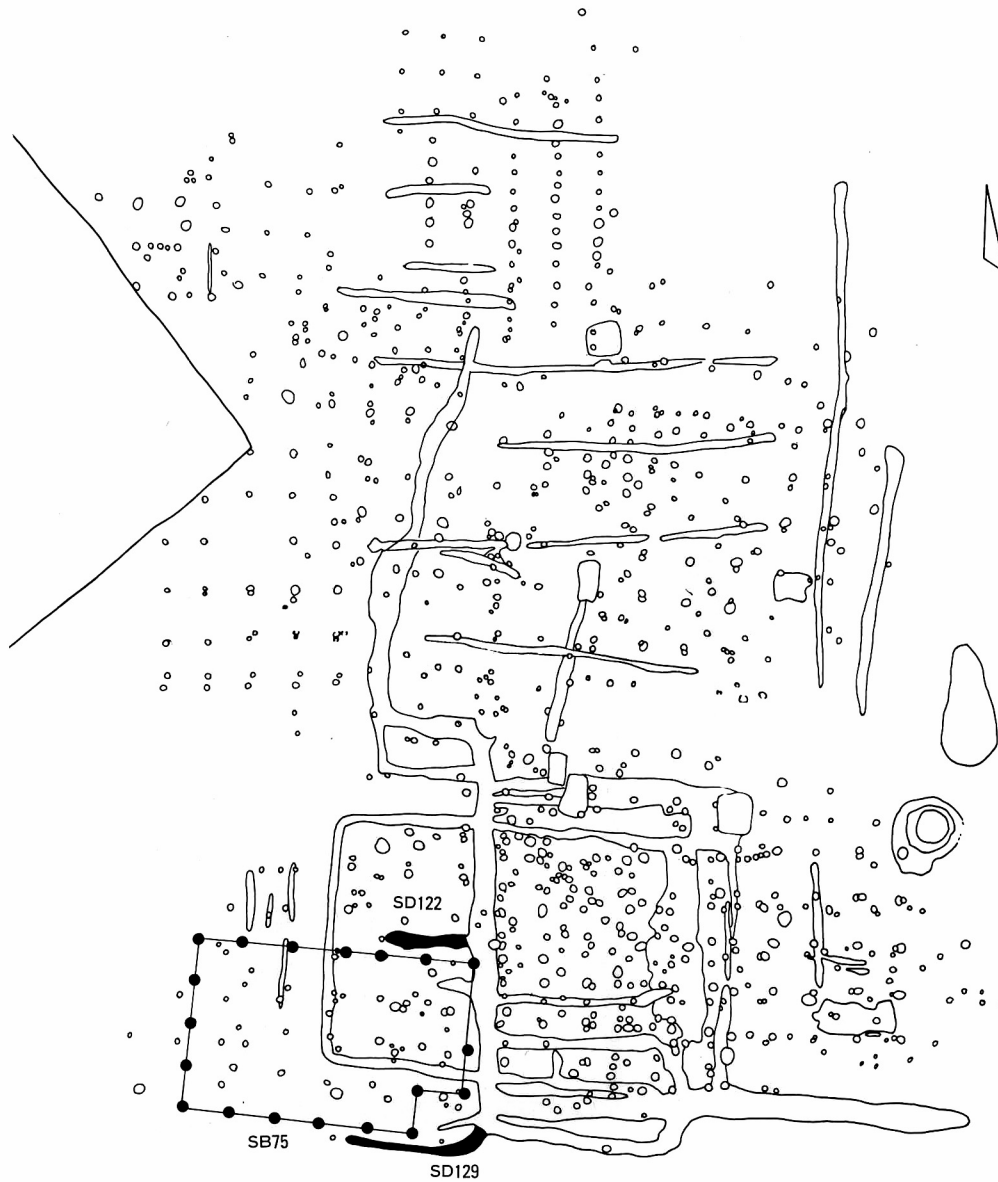
第5節 中世の掘立柱建物について

建物群D 6棟の建物からなる。100㎡を越える建物を1棟含むが、他は50㎡以下の規模である。棟軸方向は、基本的にはほぼ同じ方向ないしその直交方向にあるが、掘立柱建物群Cに比べてその差が顕著である。井戸が伴う。中世Ⅲ期からⅣ期にかけて営まれ、Ⅳ期に中心がある。

建物群E 本建物群の中心は調査区外にあるものと推定され、検出した建物は2棟である。いずれも調査区外へ広がるため、全体を検出することはできなかった。2棟とも棟軸方向はほぼ同じである。井戸が伴う。時期は中世Ⅱ期からⅢ期にかけてであるが、具体的な時期は特定できない。

建物群F 掘立柱建物群E同様、建物群の中心は調査区外にあるものと推定され、確認できた建物は3棟で、全体の規模を明らかにできたのは1棟である。

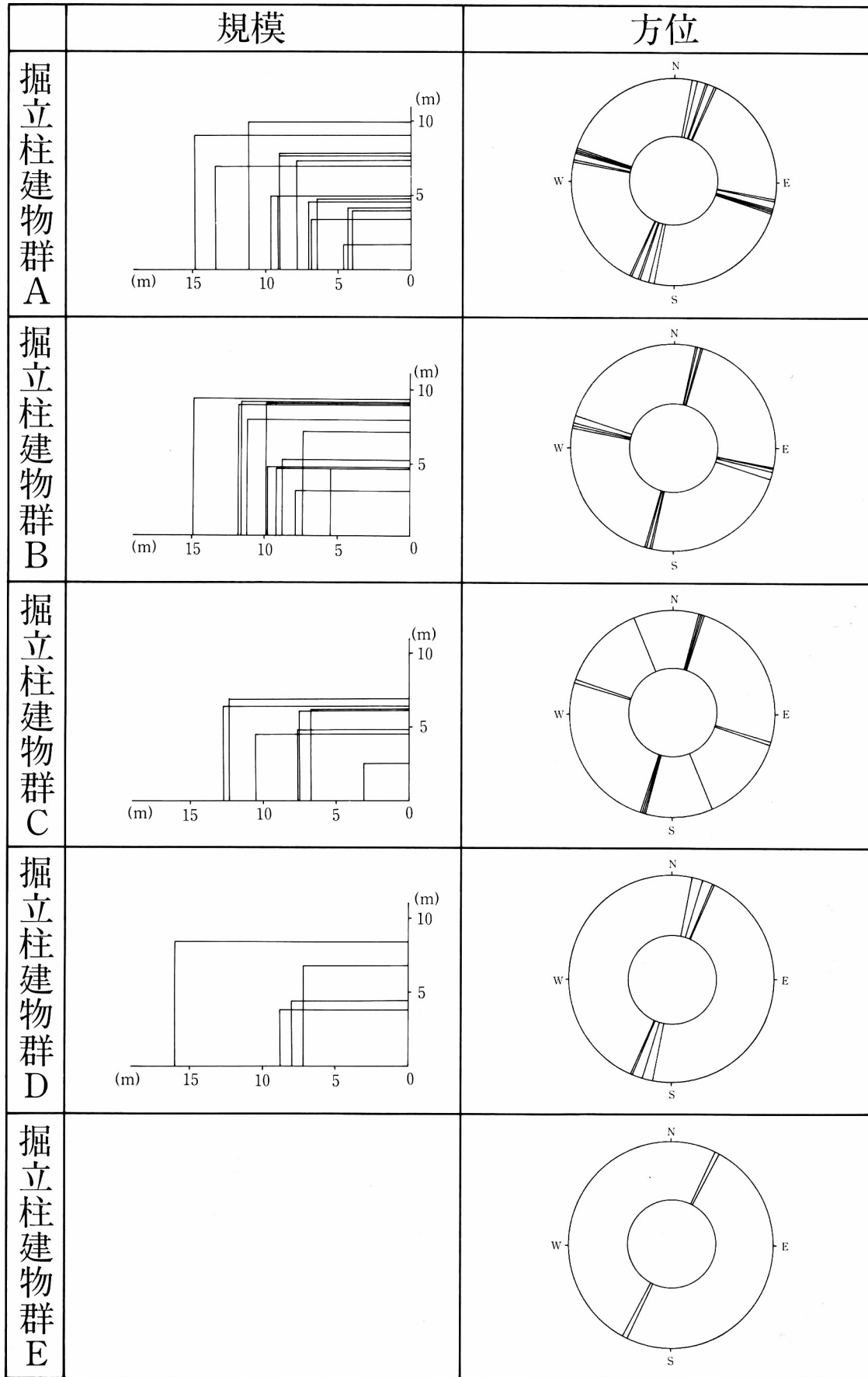
3棟とも棟軸方向はほぼ同一ないしその直交方向である。中世Ⅲ期から中世Ⅴ期まで継



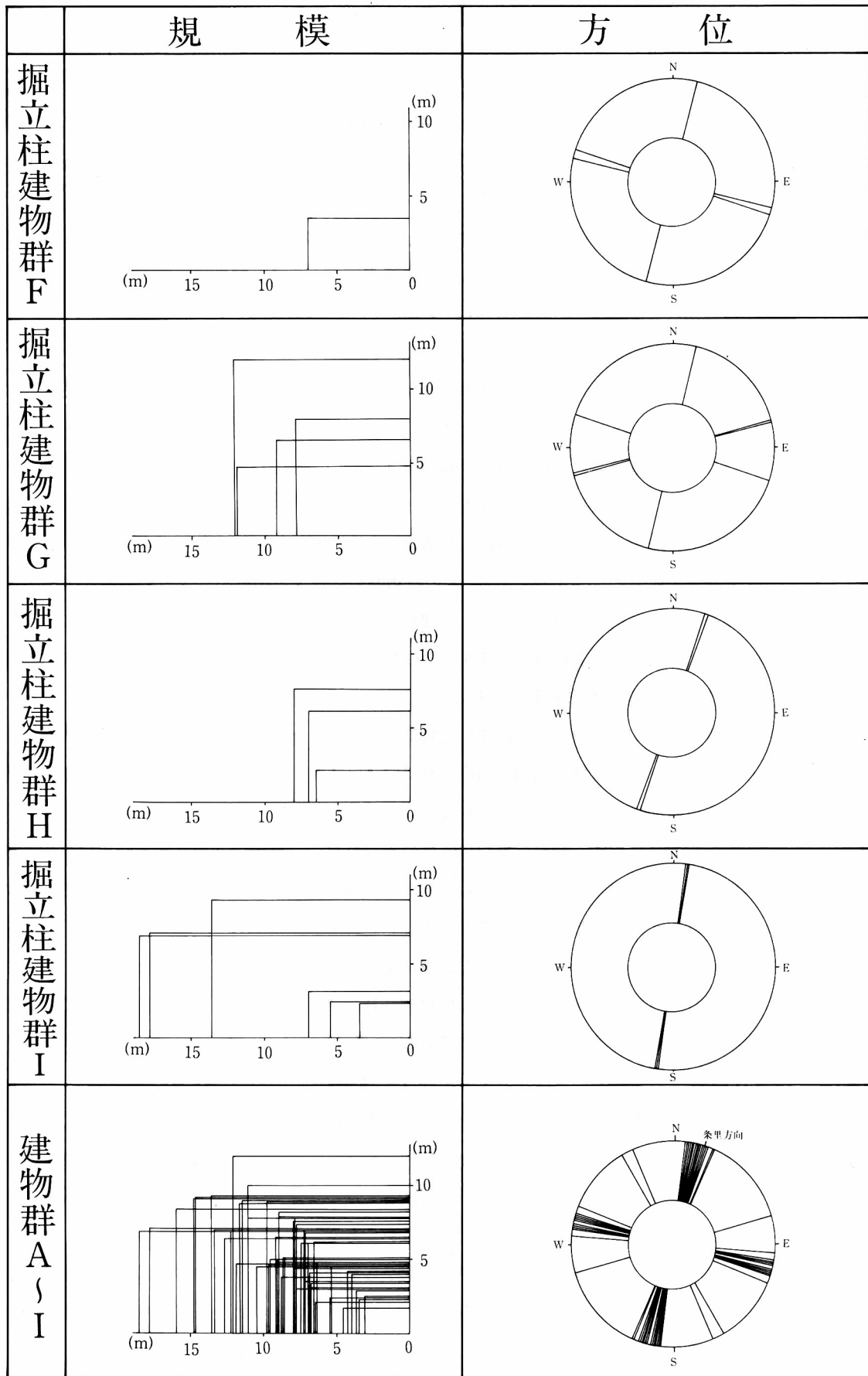
第825図 IV-4期の建物

第325表 掘立柱建物群A・Bの変遷

配置	時期	中世I期		中世II期			中世III期				中世IV期			
		I-1	I-2	II-1	II-2	II-3	III-1	III-2	III-3	III-4	IV-1	IV-2	IV-3	IV-4
掘 立 柱 建 物 群 A	S B52	■												
	S B53		■											
	S B55			■	■									
	S B64			■										
	S B56				■	■								
	S B57				■	■								
	S B60				■	■								
	S B58						■	■						
	S B54							■	■					
	S B61							■	■					
	S B65							■	■					
	S D98	■	■	■	■	■								
	S D103	■	■											
	S D109				■	■								
	S D106				■	■								
	S D101				■	■								
	S D104							■	■					
	S A07				■	■								
S E09	■	■												
S X07				■	■									
掘 立 柱 建 物 群 B	S B74						■	■	■					
	S B66						■	■						
	S B67							■	■					
	S D121						■	■	■					
	S D139						■	■						
	S D119							■	■					
	S E12						■	■	■					
	S X08						■	■						
	S B63									■	■			
	S B68									■	■			
	S B71									■	■			
	S B69									■	■	■		
	S B72									■	■			
	S B73										■	■	■	
	S B70											■	■	
	S D113										■	■	■	
	S D115 (古)										■	■	■	
	S D115 (新)										■	■	■	
S D117											■	■		
S E11									■	■				
S E10										■	■	■	■	
S B75												■	■	
S D122												■	■	
S D129												■	■	



第826図 掘立柱建物群の規模と方位 (1)



第827図 掘立柱建物群の規模と方位 (2)

第5節 中世の掘立柱建物について

続する建物群で、中世V期に中心がある。

建物群G 4棟の建物からなる。150㎡に近い大型の建物1棟と、60㎡前後の中型の建物3棟からなる。棟軸方向は大きく2つに分かれる。中世III期からIV期にかけて営まれる。

建物群H 3棟の建物からなる。面積が100㎡を越える建物はない。中型の建物2棟と小型の建物1棟からなる。棟軸方向はほぼ同じである。井戸・墓・区画溝が伴う。中世III期からIV期にかけて営まれ、IV期に中心がある。

建物群I 6棟の建物からなる。面積が100㎡を越える建物を3棟含む。他は20㎡以下の小型の建物である。棟軸方向はほぼ同じないしその直交方向からなる。時期は中世II期に限られるが、この時期のなかで建て替えが行われている。

以上の概要をもとに簡単に比較してみたい。

時期 掘立柱建物群Aにおいては、中世I期から居住が認められたが、他の掘立柱建物群において、この時期まで遡るものは同じ小微高地dに立地する掘立柱建物群Cである。

他の掘立柱建物群においては、小微高地aにおいて掘立柱建物群Iが中世II期に営まれている以外は、中世III～IV期を中心としている。

方向性 棟軸方向は大きく3方向に分けられるが、大半はN-10°-20°-Eに集中しており、他の2方向をとるものはわずかである。どの建物群もこのN-10°-20°-Eないしその直交方向の範囲に棟軸方向をとる。しかも、各建物群内において、主流をなす方向となっている。なお、この方向は、当遺跡の位置する三田盆地中央部に残存する条里地割りの方向(N-18°-E)とほぼ一致するものである。

規模 明確な分析ができなかった掘立柱建物群も存在するが、基本的には、掘立柱建物群A・B同様、2ないし3棟の建物で構成されている。また、個々の建物についても、規模・構造の点において大きな差は認められない。

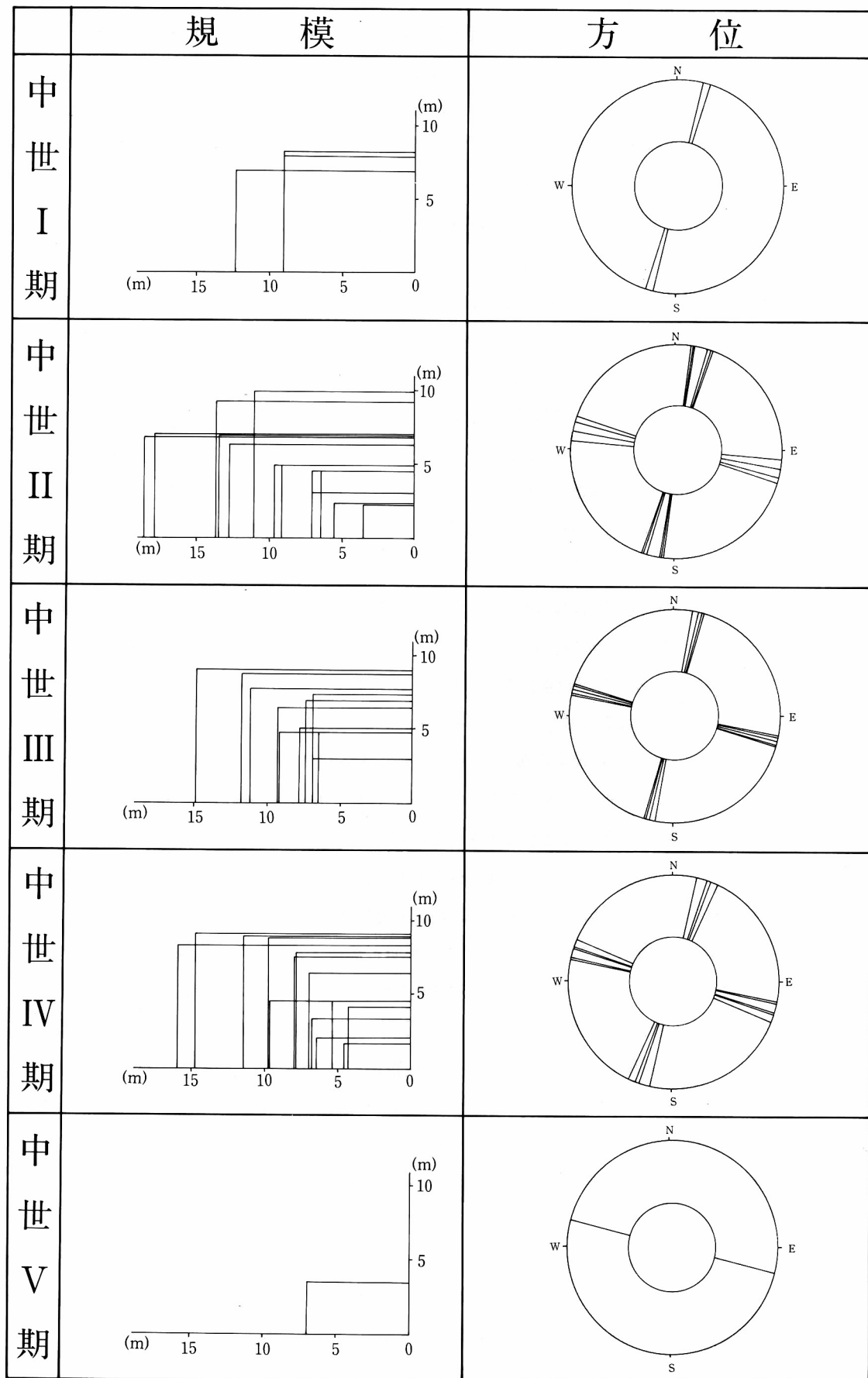
構造 すべてではないが、井戸・墓が伴っている。ただし、墓が伴うのは掘立柱建物群A・B以外では掘立柱建物群Hのみである。しかし、掘立柱建物群Hでは単なる土壇墓で、掘立柱建物群A・Bが木棺墓であるのとは内容を異にする。

区画 掘立柱建物群Bでみられたような、溝による区画というものが認められるのは、掘立柱建物群Hのみである。ただし、掘立柱建物群Bで認められたような周囲を囲むのではなく、二方を区画する程度の小規模なものである。

小結 以上のことを建物の規模と方位を中心に時期別にまとめたのが、第828図である。

これによると、建物の規模については、中世II期が平均して規模が大きく、次に中世III期と中世IV期、そして中世I期・中世V期と続く。この傾向は建物数ともほぼ一致するものである。いずれにしても、当遺跡における中世の屋敷地は、中世II期から中世IV期にかけてが中心をなす時期であったことは明らかである。

次に方位についてみてみると、中世I期からV期にかけて基本的にはほぼ同じ方位をしめしている。しかし、より細かくみると、時期を追うごとにわずかず東へ寄る傾向が認められる。



第828図 建物の規模と方位の変遷

(2) 掘立柱建物群の位置付け

(1)において、掘立柱建物群A・Bと他の掘立柱建物群との比較・分析をおこなってきた。この結果、建物群間において顕著な差を認めることはできなかったが、そのなかに若干の違いを認めることができた。前項でとりあげた井戸・墓・区画溝といった要素を比較すると、掘立柱建物群Bが最もよく備わっており、次に掘立柱建物群A・掘立柱建物群Hが続き、他は井戸の有無以外、それらの要素を確認することはできなかった。

屋敷墓

橘田氏は、このような掘立柱建物群にともなう墓に注目し、このような墳墓を「屋敷墓」と定義し、「屋敷墓」は屋敷の出現と期を一にしていることを明らかにされている。⁽²⁾また、時期的にも11世紀以前に遡る例はないとされている。

屋敷

橘田氏の研究成果からすると、川除・藤ノ木遺跡において検出した掘立柱建物群は、「屋敷」として理解することが可能と考えられる。ただし時期的には古い例となる。

ところで、このような屋敷地をなす掘立柱建物群について、広瀬和雄氏がその規模等をもとにA型～D型の大きく4類型に分類している。⁽³⁾これによると、当遺跡で検出した掘立柱建物群はB型ないしC型に分類されるものである。(第324表) 広瀬氏は、これらの4類型について階層比定もおこなっており、B型は上層農民、C型は有力な在地勢力とされている。

一方橘田氏は被葬者の階層について、広瀬氏の掘立柱建物群の分類を批判的に継承し、A・B型の階層を百姓層、C型を郷規模の在地領主、D型を国・郡規模の在地領主と位置付けている。⁽⁴⁾そして屋敷墓はA型・B型が圧倒的で、C型がわずかでD型には認められないことから、屋敷墓は基本的にはA・B型に伴うものとされている。橘田氏は屋敷墓の埋葬主体を、「不安定耕地を克服し、定住が可能である程度の安定した農業経営を実現すること」を可能ならしめた主体と考えている。つまり、「屋敷」の創設者と規定し、「屋敷」の相続を契機として造られたものとされている。

家の形成

ところで、服藤早苗氏は、文献資料をもとに、11世紀においてはじめて在地領主層において家の形成＝家産観念の形成がみられ、開発に伴う諸職や一所所領を私的財産とし、嫡子を主たる対象として相続していくことを明らかにされている。⁽⁵⁾屋敷墓についてもこのような歴史的動向を反映したものと理解したい。また、畿内各地の当該期の掘立柱建物群の分析においても同様に指摘されている⁽⁶⁾ように、各屋敷地が大きく移動せず、同じ場所で何度も建て替えが行われていることも、同様な背景を考えたい。さらに、全てではないが、各建物群に井戸が伴う点についても、この家の形成に伴うものと考えたい。ただし服藤氏は、この時期の家産観念の形成は在地領主層に限られ、庶民層における形成は12世紀後半以降との見通しを示されている。したがって、屋敷墓の主体は在地領主層に限定されてくる。

開発領主

このように、橘田氏の屋敷墓に対する考えの基本は服藤氏と一致するものである。屋敷墓の主体は、まさに家の主つまり開発領主(在地領主)に相当するもので、掘立柱建物群の分類においてはC型に分類されるものである。このような考えは、民俗例をもとに「屋敷墓」を開発領主の墓と規定した勝田氏の見解⁽⁷⁾とも一致するものである。

以上のことを前提として川除・藤ノ木遺跡で検出した掘立柱建物群について検討してみたい。8つの掘立柱建物群のなかで、屋敷墓を伴うのは掘立柱建物群A・Bと掘立柱建物群Hに限られる。したがって、この3つの掘立柱建物群が、開発領主層の屋敷地とする条件を備えているといえよう。

S X 07 まず、時期的に最も古く位置付けられる掘立柱建物群Aに伴うS X 07は、このような開発領主の埋葬施設として相応しいものと考えられる。そして、S X 07がつくられた段階(Ⅱ-2期)の屋敷地の建物配置は、南北棟と東西棟からなる官衙風配置をなしていることから、律令官人の系譜を引く開発領主層との推定が可能である。したがって、掘立柱建物群Bに伴うS X 08は、S X 07に埋葬された次の世代の家長(S X 07被葬者の嫡子)の墓と推定される。

建物群A・B 掘立柱建物群A・Bに対する上記の評価は、建物の規模ばかりでなく、最も多くの遺物が出土していること、建物にたいする地鎮をはじめとしたまじないが普及していることなどからも首肯できるものと考えられる。

なお、掘立柱建物群Aの形成は10世紀後半と、服藤氏の考える家の成立・橘田氏の考える屋敷地の成立時期よりも、古く位置付けられる。このことは、当遺跡の先進性を示すものなのかどうかについての評価は、今後の資料の増加をまちたい。

建物群H 次に掘立柱建物群Hについては、掘立柱建物群A・Bが広瀬氏のC型であるのに対して、掘立柱建物群HはB型に分類されるもので、掘立柱建物群A・Bより小規模な屋敷地である。したがって、掘立柱建物群Hについては、掘立柱建物群A・Bよりひとつ下の階層の屋敷と位置付けられる。掘立柱建物群A・Bが木棺墓であるのに対して、掘立柱建物群Hに伴うS X 01・02が土壙墓であるのも、この差を反映しているものと見なすことができよう。

S X 01・02 なお、S X 01・02は中世Ⅲ・Ⅳ期に位置付けられているが、服藤氏によると庶民層においても家産観念が形成される時期にあたる。したがって、S X 01・02については開発領主の墓との考えに固執するのではなく、家産観念の形成にともなう結果と考えたい。このことから、掘立柱建物群Bより下の階層であることを指示するものと考えられる。

小結 以上のことから、川除・藤ノ木遺跡で検出した掘立柱建物群については、掘立柱建物群A・B→掘立柱建物群H→掘立柱建物群C・D・E・F・G・Iといった、少なくとも3段階の階層からなるものと考えられる。ただし、掘立柱建物群C・D・E・F・G・Iについても、屋敷地全体を調査できたわけでもなく、未調査部分に墓などを伴う可能性が考えられる。掘立柱建物群E・Fを除いては掘立柱建物群Hより規模が大きく、C型に分類される規模であることから、これらの掘立柱建物群についても掘立柱建物群Hと大差ない可能性も考えられる。したがって、掘立柱建物群A・Bとそれ以外とに大きく2つの階層からなるものと考えた方が妥当と考えられる。

- 註**
- (1) 広瀬和雄「中世への胎動」『岩波講座 日本考古学 6 変化と画期』1986
 - (2) 橘田正徳「屋敷墓試論」『中近世土器の基礎研究Ⅶ』(日本中世土器研究会)1991
 - (3) 前掲(1)

第5節 中世の堀立柱建物について

(4) 前掲(2)

(5) 服藤早苗『家成立史の研究—祖先祭祀・女・子ども』 1991

服藤早苗『平安朝の母と子 貴族と庶民の家族生活史』中公新書 1991

(6) 佐久間貴士「畿内の中世村落と屋敷地」『ヒストリア』第109号 1985

(7) 勝田 至「中世の屋敷墓」『史林』71巻3号 1988

第8章 総括

第1節 調査の成果

1. はじめに

川除・藤ノ木遺跡は、武庫川河川改修が計画された時点においては、全く周知されていなかった遺跡である。川除・藤ノ木遺跡どころか、三田盆地中央部の低地には、遺跡は存在しないとの認識が一般的であった。その後、河川改修計画がおこり、事前の分布調査・確認調査を経て、全面調査を実施し、川除・藤ノ木遺跡の存在が明らかとなった。

したがって、川除・藤ノ木遺跡の調査は、それまでの常識を覆すものであり、この1点に限っても意義のあることといえよう。

以下、7つの章にわたる報告で明らかとなった成果を踏まえて、編年的にまとめてみたい。

2. 川除・藤ノ木遺跡の歴史

(1) 弥生時代

川除1期から川除6期に細分した時期にあたる。(第5章第1節)

川除1期 弥生時代中期にあたる時期であり、最も古い遺構で中期初頭に位置付けられるものが検出されている。当遺跡の初源を示す時期である。

地形環境 武庫川によって形成された低位段丘面上に微高地が形成された直後にあたると思われる。ただし、当期の遺構が小微高地a・b・eに限られることから、他の小微高地は、集落を形成するまでの十分な発達をみていなかったようである。

調査成果 検出した遺構は、溝・土壇に限られる。平面的には、小微高地aと小微高地bに限られる。したがって、調査した範囲は少なくとも集落の中心とはいえ、集落の周縁部にあたるものと考えられる。ただし、この時期の中心部については、調査区周辺の圃場整備に伴う調査においても明らかとはなっておらず、特定することはできない。

川除2～6期 川除1期の後、一時途絶えるが、再び生活域となるのが、この弥生時代後期に入ってからである。

地形環境 この時期においては、当遺跡の立地する微高地には大きな変化は認められない。ただし当期の遺構、特に住居跡の小微高地ごとの出現を時期ごとに見ていくと、2期においては小微高地aに限られたものが、3期から5期にかけては小微高地b・cにも広がり、6期には小微高地dにも拡大する。(第7章第1節)したがって、小微高地aから小微高地dへと小微高地が発達していったものと考えられる。

第1節 調査の成果

第326表 主要遺構一覧表(1)

	小 微 高 地 a						小 微 高 地 b					低地
	SH	SB	SK	SD	SE	SX	SH	SB	SK	SD	SE	
1期			09・10 11	13・14				29・30・31 32	85・86・87・88・89 90・91・94・95・98 104			
2期	02・16・17 22・25・26	04・05・06 07・08・09 10・11・12 14	22 07	12 13 14	08 11 17 18				42 47 48 55	26・27 29・31 32・33 34・35		水 田
3期	29		15	16 13・14	20 21		33・34・37・52・53		57 58	30 36・37 38・39		
4期	06・08・09 10・11・23 27		08	21 23 42 44					59 60 61 62	40・41 43・44 45・46 47・48		
5期	04・05・07 13・18・24		17・24 25	45 46			38・39・40・42・54 60	63	64	49・50 51・52 53		
6期	12・21・28 30・31		19			03	35・55・58・64	26・34・49		84・85		
7期	01・03・14 15・19・20						36・41・56・57・59 61・62・63・65・66 67	56	42			
8期												
9期												S D82 83・86 溜池
10期												
11期									100	63・66 65・67	61・64	05
12期		15・16・17 18・19・20	31	22・23・24								
13期			13	02 06	01 02 03 04 05 06	01 02 03		21 22		27・28 29・32 33・35 37・38 39・40 41・43		
14期		01・02 03	01 10		07 09 10 12	04 09			77	78・79 92・93 96・97		06 07
15期			03・04 05・30 36		19	02 01		23		51・52・76 80・81・82 83・84・99		

第327表 主要遺構一覧表(2)

	小 微 高 地 c					小 微 高 地 d						小 微 高 地 e			
	SH	SB	SK	SD	SX	SH	SB	SK	SD	SE	SX	SB	SK	SD	SE
1期													105		
2期			26	44 45 46 64	55 56 57 59		83		106 130 132						
3期	48・49														
4期															
5期	32・43			63											
6期						04 05 06	68・81 82 80	76・77・78	126・127 128・129 131・133 134・135						
7期	44・45 46・47 50・51			65 66 67		69・70									
8期						71・72 73・74 75・76 77・78 79・80 83	79・81・82・84		109・110・120 121・123・125 137・	69・72・73・89・90・91 92・95・96・107・108 112・120・128・129 130・131・132・133 135・137					
9期					58					86				87・88	
10期										70					
11期							37・52・53	39 40	101・102 111	101 102	71・74・75 93・94・97	09			
12期							38・55・56・57 58・60・64	41 42 51	112 113 114 116	102 103 104・105	98・99 100・103 104・105	07			
13期		28	24 25				36・54・61・63 65・66・67・68 71・74		115・116 117 119 122	115・116 121・122 125・126 127・136 138	106・109 110・111 114・117 118・119 140	12	08	44 45 46 47 48	08
14期		27		68 71 72 73 74	69 70	60	50・59・62・69 70・72・73・75		107・118・124	81・113・123・124 134・139	10 11		43		
15期									103	76					

第1節 調査の成果

調査成果 この時期になると、生活域が小微高地 a～小微高地 d の各小微高地に広がる。また、前代の周縁の様相から一転して、竪穴住居跡・掘立柱建物を中心とした集落の中心的様相を帯びてくる。ただし、同時期に多数の竪穴住居が存在したのではなく、2～4棟が単位集団となって存在していたようである。(第7章第1節)ただし、5期以降は階層分化が進行する。この結果として円形周溝墓が造られる。(第7章第1節・第2節)

また、小微高地間の低地においては水田耕作がなされていたようである。

(2) 古墳時代

川除7期 古墳時代前期にあたる時期である。(第5章第1節)前代から続くものであり、大きな変化は認められない。

地形環境 この時期から地形環境に変化がみえはじめる。それは、小微高地間の低地の埋没化の開始である。(第3章第1節)

調査成果 前代から引き続き集落が営まれる。その内容も竪穴住居跡を中心とした集落の中心的様相を示すものである。竪穴住居跡の数からいくと、当期が最も多い時期である。

川除8期 古墳時代後期初頭にあたる時期である。(第5章第2節)

地形環境 前代からの小微高地間の埋没化が進行するが、景観的に大きな変化は認められない。

調査成果 遺構および出土遺物に大きな変化が認められる。

遺構においては、前代同様竪穴住居跡を中心とした集落が営まれるが、小微高地 d に限られる。(第6章第2節)また、竪穴住居跡についても、造り付けの竈を備えるものに変化する。(第7章第1節)

遺物においては、須恵器が登場する。(第5章第2節)

川除9期 古墳時代後期から終末期にあたる時期であるが、川除8期との間に時期的な隔りがある。(第5章第2節)

地形環境 当期においても、大きな変化は認められない。

調査成果 前代とは大きな変化が認められ、竪穴住居跡が消滅する。(第7章第1節)遺構としては、溜池とこれを中心とした灌漑用の大溝(S D83・86)である。これらの遺構の掘削に当たっては、当時としては比較的大規模な土木工事と想定されるものである。そして、この技術的背景には、犁・「寺」と墨書された土器の出土から渡来人の影響が認められる。(第7章第3節)

(3) 奈良時代

川除10期 川除10期とした時期である。

地形環境 前代から続く小微高地間の埋没化がかなり進行するようで、小微高地 a と小微高地 b の間の低地はほぼ平坦化する。(第3章第1節)

調査成果 当代の遺構は、一部の溝を除いてほとんど検出することができなかった。ただし、溜池をはじめとして、少なからず当代の遺物の出土が確認されていることから、付近に遺構があるものと推定される。小微高地 a と小微高地 b の間の低地では、水田が営まれていたことが、土層観察の結果明らかとなっている。(第3章第1節)

(4) 平安時代

川除11期～14期（中世Ⅰ期～Ⅳ期）とした時期にあたる。（第5章第3節）

川除11～12期 平安時代中期にあたる。（第5章第3節）川除10期とは時期的な隔りがある。

地形環境 当代において、小微高地間の埋没化がほぼ完了し、平坦化するようである。（第3章第1節）

調査成果 小微高地 a・小微高地 b と小微高地 d に限られる。掘立柱建物・井戸を検出し、掘立柱建物を中心とした屋敷地が存在したものと推定される。（第7章第5節）

川除13～14期 平安時代後期にあたる。（第5章第3節）

地形環境 一見したところ、大きな変化は認められないようである。ただし、井戸底部のレベルを比較すると、そのレベルにおいて各小微高地ごとに大きく2グループに分かれる。これは、地下水位の変化を示すことから、当地を含めた地域で、地形の変化を推定することができる。（第7章第4節）

調査成果 小微高地 a～小微高地 e の各小微高地に掘立柱建物を中心とした屋敷地が営まれる。いずれも、2～3棟からなる屋敷地である。（第7章第5節）特に小微高地 d においては、ほぼ同じ位置で何度も建て替えがおこなわれており、13期に分けることができる。

また、建物の棟軸方向が、現存する条里地割の方向と一致することから、このころには現在の地割がほぼ完成したものと推定される。

(5) 鎌倉時代以降

時期を明確にできるのは、川除15期に限られる。（第5章第3節）

川除15期 鎌倉時代前半を中心とした時期である。（第5章第3節）

地形環境 変化はほとんど認められない。

調査成果 集落の規模が前段階より極端に縮小する。遺構は小微高地 a・小微高地 b に限られ、遺構自体も土壇・井戸を中心としたものに限られる。集落の中心というより、周縁部ということができよう。前段階で認められた地下水位の変化の影響が、当段階になって顕れ、集落の立地に変化がおこったのではないかと考えられる。

室町時代 当該期については遺構・遺物を確認することはできなかった。調査地区内は水田化していたものと考えられる。

江戸時代 前代同様、水田が営まれていたものと考えられる。

明治時代 大日本帝国陸地測量部測量による明治20年発行の1/50000地形図をみると、当地は水田となっている。

昭和45年 当地に武庫川河川改修の計画がもちあがる。

昭和62年 兵庫県教育委員会による発掘調査により、遺跡の存在が明らかとなる。

平成元年 武庫川河川改修が竣工し、新武庫川となる。

第2節 三田盆地における遺跡の位置

前節では川除・藤ノ木遺跡の調査成果をもとに、その歴史をまとめてみたが、次に、三田盆地における川除・藤ノ木遺跡の位置付けをおこなってみたい。ただし、ここで検討する三田盆地は狭義の三田盆地に限定したい。

1. 弥生時代（川除1期～7期）

中期中頭 川除・藤ノ木遺跡が出現するのは弥生時代中期中頭であるが、三田盆地においては、より古い時期の遺跡が存在する。縄文時代あるいは弥生時代前期まで遡る対中遺跡、三輪・餅田遺跡などで、いずれも扇状地帯に立地する遺跡である。したがって、三田盆地に川除・藤ノ木遺跡の立地するような微高地が形成されるのは弥生時代中期中頭直前のことで、この時期になるまでは、主に扇状地帯に居住していたものと考えられる。ただし、川除・藤ノ木遺跡に最初に集落を形成した主体は、周囲の前期に形成されていた集落から移り住ん

第328表 川除・藤ノ木遺跡と周辺遺跡（1）

		川 除 ・ 藤 ノ 木 遺 跡						地形環境
		小微高地a	小微高地b	小微高地c	小微高地d	小微高地e	低地	
弥 生 時 代	前 期							微高地の形成
	川除1期	■	■					
	+							
	川除2期	■						
	川除3期	■	■	■				
	川除4期	■	■	■			■	
	川除5期	■	■	■			■	
古 墳 時 代	川除6期	■	■	■	■		■	小微高地 の埋没化開始
	川除7期	■	■	■	■		■	
	川除8期				■		■	
奈 良	川除9期						■	小微高地の埋没
	川除10期							
平 安 時 代	+							段丘化の進行
	川除11期		■		■			
	川除12期	■	■		■			
	川除13期	■	■	■	■	■		
鎌 倉	川除14期	■	■	■	■	■		
	川除15期	■	■	■	■	■		

だものなのか、それとも新たに他地域から移り住んだものなのかは、今回の調査の成果のみでは明らかにできない。今後の課題といえよう。

中期後半

当該期の遺構は川除・藤ノ木遺跡では検出されなかった。一部土器片の出土は確認されたが、量的にわずかである。川除・藤ノ木遺跡の立地する微高地には、当該期の集落はないものと考えられる。未調査区を考慮に入れると、立地的に可能性のある小微高地もあるが、面積的にわずか、1～2棟の竪穴住居跡が建てられる程度の規模と考えられる。このため、当該期の遺構があったとしても、その性格は分村的な性格の範疇を越えることはないものと考えられる。

これに対して当該期の遺跡は、天神遺跡・下深田遺跡・貴志遺跡・奈カリ与遺跡・平方遺跡・西山遺跡など、丘陵上・高位段丘面上あるいは扇状地上に立地する。したがって、当該期の拠点的な集落は、川除・藤ノ木遺跡のような自然堤防上に立地するのではなく、丘陵上・高位段丘面上あるいは扇状地上に立地していたものといえる。この背景としては、政治的なものよりは、洪水などの自然的要因を考えるべきではないかと考えている。

後期初頭

当該期の遺構についても、川除・藤ノ木遺跡では確認されなかった。三田盆地内においても、当該期の明確な遺構は確認されていないため、明確にはいえないが、中期後半と同

第329表 川除・藤ノ木遺跡と周辺遺跡（2）

		三輪・餅田	対中	天神	下深田	貴志	貴志・下所	奈カリ与	平方	奈良山	他の遺跡
弥生時代	前期										高次・北ノ垣内
	川除1期										高次・北ノ垣内
	+										
	川除2期										
	川除3期										
	川除4期										
	川除5期										
川除6期											
古墳時代	川除7期										奈良山古墳群
	川除8期										川除古墳群
	川除9期										金心寺廃寺
奈良	川除10期										末古窯跡群
平安時代	+										相野窯跡群
	川除11期										
	川除12期										
	川除13期										
鎌倉	川除14期										貫志・樋戸
	川除15期										三本峠北窯

じ分布状況にあったのではないかと考えられる。

後期

当該期になると、川除・藤ノ木遺跡において、本格的な集落が形成されるようになる。(第6章第1節・第7章第1節) 2～4棟で単位集団を形成し、小微高地ごとに分布しており、川除・藤ノ木遺跡の立地する小微高地が一つの単位となって共同体を形成していたものと考えられる。そして、この集落は古墳時代前期まで継続する。

周辺遺跡においても、下深田遺跡・対中遺跡など扇状地上に立地する遺跡においても、ほぼ同規模と考えられる遺跡が認められる。したがって、川除・藤ノ木遺跡はこれらの遺跡と、中期において想定されたような拠点集落一分村といった関係ではなく、一つの独立した拠点集落を形成していたものと考えられる。そしてその上に、川除・藤ノ木遺跡・下深田遺跡・対中遺跡などを一括した、三田盆地を一つの単位としたより高次元の共同体が存在したのではないかと想定される。

交易

遺物の面からみても、河内産の土器・丹波系の土器・近江系の土器の存在から、他地域との交流をみることができる。またサヌカイトについても二上山産と金山産の原石を入手している。さらに、少ないながらも出土している鉄製品についても、川除・藤ノ木遺跡単独では入手できなかったのではないかと考えられる。これらの背景にある移動・交流・交易については、より高次元の共同体が窓口となっていたのではないかと想定される。

この一方、またサヌカイト以外の石材の採集においては、1日ないし2日の行動圏内から入手しており(第6章第5節)、川除・藤ノ木遺跡レベルでの供給行為とみることできる。

階層分化

そして川除5期以降になると、川除・藤ノ木遺跡レベルの共同体内部において階層分化が進行し、円形周溝墓を顕現させたものと考えられる。(第7章第2節)しかし、他の遺跡においては、現在このような墳丘墓は確認されていない。

一方他地域においては、この段階になると、三田盆地を単位とする共同体レベルでの地域統一がはかられ、所謂前期古墳に表現されるのであるが、当地域においては、現在のところ発見されていない。したがって、当地域における共同体間の階層分化は、他地域と比べてより緩やかなものであったと考えられる。

2. 古墳時代(川除8期・9期)

前代とは異なり、集落本体は小微高地dに限定され、造り付けの竈をもつ竪穴住居跡に変化する。当該期の竈をもつ集落は、貴志・下所遺跡、奈良山遺跡、平方西遺跡などいくつか確認されているが、いずれも、当遺跡より新しいようである。したがって、造り付けの竈をもつ竪穴住居跡をつくる点において、より先進地であったと考えられる。このことが、9期につくられる溜池を中心とした灌漑施設の先進性(第7章第3節)に結びつくのではないかと考えられる。

ところで、当遺跡の東側丘陵上に木棺を直葬する川除古墳群が形成されている。当遺跡の墓域の可能性が考えられる古墳群である。いわゆる初期群集墳の範疇に含まれるものと考えられる。初期群集墳については、在地における生産力の高まりを背景とした家父長層

の出現とヤマト政権との結びつきによるものと理解されている。この点においても、先述した先進性の歴史的基礎となるものと考えられる。また、この先進性に関して西山古墳群などの背景に想定される渡来人との関連についても、第7章第3節で述べたとおりである。

3. 平安～鎌倉時代（川除11期～15期）

川除・藤ノ木遺跡においては、各小微高地ごとに屋敷地の存在が明らかとなった。開発領主およびその後裔による掘立柱建物群A・Bを中心とした屋敷地を中心に、中規模な屋敷地が点在していた。このような屋敷地については、貴志・下所遺跡をはじめとして、近年明らかとなりつつある。ただし、より広範囲に調査がなされた遺跡が少ないため、その構造等についての比較は時期尚早といえる。

兵庫県文化財調査報告 第104冊

かわ よけ ふじ の き
川 除 ・ 藤 ノ 木 遺 跡

— 武庫川河川改修に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書 —

平成4年3月31日 発行

編集 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
〒652 神戸市兵庫区荒田町2-1-5
発行 兵庫県教育委員会
〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1
印刷 日本写真印刷株式会社
〒604 京都市中京区壬生花井町3
